

752

313

マニラ港灣設備並に關稅規定

比律賓協會發行

附外國貿易航路表、輸入關稅率表



0031430000

0031430-000

752-313

マニラ港灣設備並に關稅規定

比律賓協會・訳編

比律賓協會

昭13

AEB

752

313

昭和十三年十月

マニラ港設備並に開港規定

附外國船舶通過表
附輸入品検査表

法人團 比 津 濱 協 會

中華民國二十二年...



財政部...

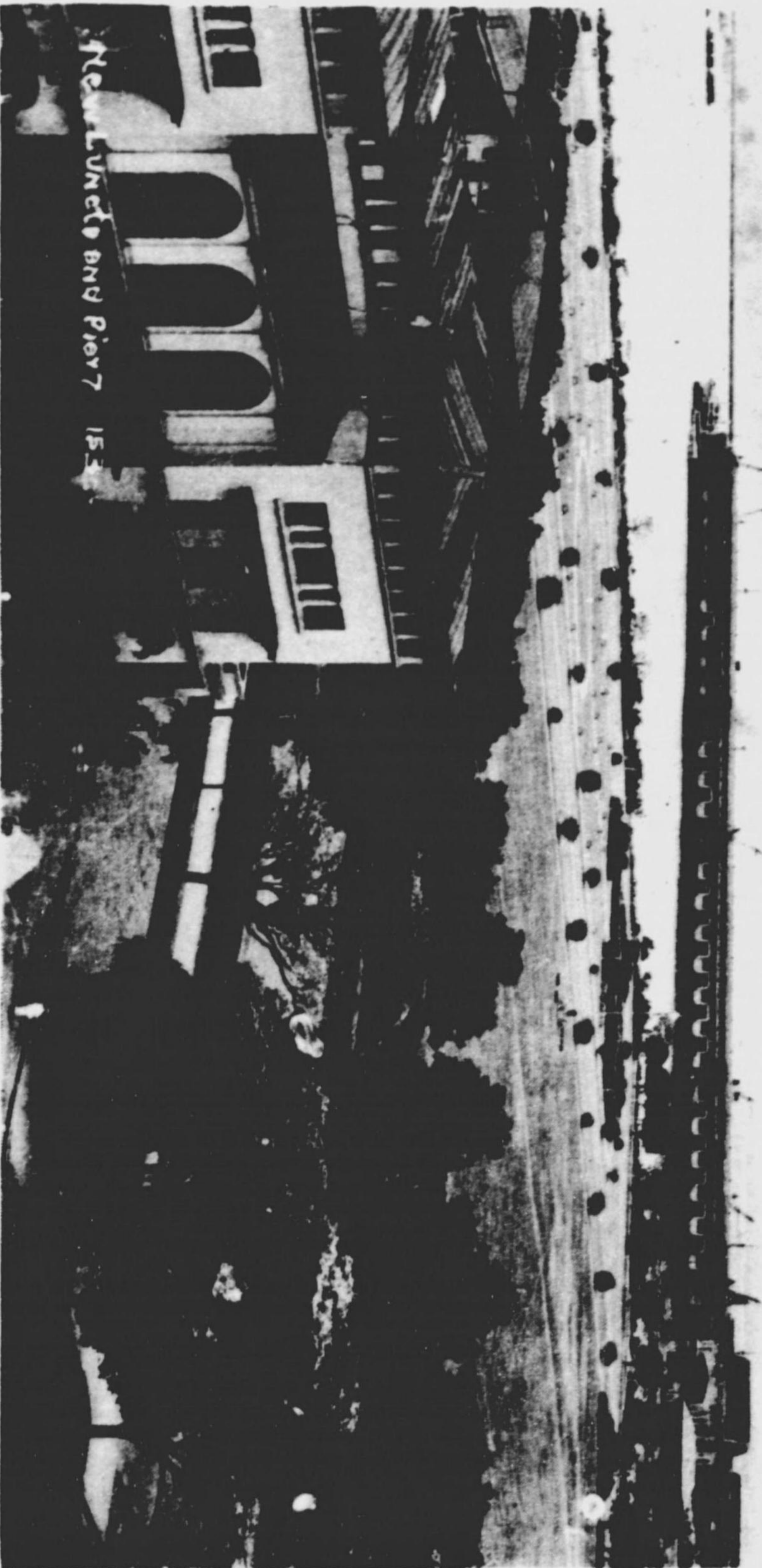


臺灣設備並に關稅規定

附外國貿易航路表
輸入關稅率表



財團法人 比律賓協會發行



橋樑七第港ラニマる誇を一洋東

752
313

はしがき

本書はフィリピン・コムモンウェルス政府農商務部商務局發行
一九三七年輸出入業者案内の一部を翻譯したるものにして、日比
貿易業者其他關係者の爲参考ともならば幸甚なり。

昭和十三年十月

財團法人 比律賓協會

目次

第一編 マニラ港	一
第二編 マニラ港灣局	一一
第三編 船舶及貨物取締の關稅規定	一九
附錄一 比島對外貿易航路表	三〇
附錄二 輸入關稅率表	三七

第一編 マニラ港

位置 マニラ港の第七棧橋外方尖端に於ける位置は北緯十四度三十四分五十八秒にして、ルソン島西海岸中央部マニラ灣に在り、該灣口より東方約三十哩の海岸に位し、香港附近アジア大陸への最近地點まで、僅かに六百海里である。而してフィリッピン群島の附近には、北に臺灣（日本）、南にセレベス（和蘭）、西南にボルネオ（英和蘭）ジャバア、スマトラ（和蘭）等の主要な島々が控へて居る。



長 上 サ 厦 香 サ 國 距 和 蘭 港 名
マカッサル 海 (セレベス)
シンガポール 崎 (印度支那)
青 島 (ホルネオ)
パンコック (シナム)

(海里)
五七三
六三一
六七五
九〇七
一、三三〇
一、二二三
一、三〇六
一、三七〇
一、四二〇
一、四三〇

(港名)
シ ア ト ル
サン・フランシスコ (直航)
ス エ ズ
ボート・サイド
ロス・アンセルス (直航)
サン・フランシスコ (ホルルル經由)
サン・フランシスコ (ホルルル經由)
ナ ボ リ (マクタ・スエズ經由)
セ ノ ア (スエズ經由)
マルセイユ

(海里)
五、九四三
六、二二一
六、三一
六、三九九
六、五三〇
六、八五八
六、九二九
七、五六九
七、九二一
七、九二三

グ	グ	一、五〇一	バルセロナ	(スエズ經由)	七、九九九
バ	ダビヤ	一、五五九	パナマ	(直航)	九、三四七
神	戸	一、五六九	リヴァプール	(スエズ經由)	九、四五二
太	沽	一、七二六	ロンドン	(スエズ經由)	九、六一八
横	濱	一、七五七	アントワープ	(スエズ經由)	九、六五六
	ウラアイヴオストツク	一、八八〇	アムステルダム	(スエズ經由)	九、七一一
	ウラアイヴオストツク	一、九一二	ニュー・オルレアン	(パナマ經由)	一〇、七九二
	コロンボ	二、九五二	フィラデルフィア	(パナマ經由)	一一、三三六
	シドニー	三、九六七	ニュー・ヨーク	(パナマ經由)	一一、三六四
	メルボルン	四、五二八	ボストン	(スエズ經由)	一一、三八三
	ホノルル	四、七六七	ニュー・ヨーク	(スエズ經由)	一一、五二一
	ホノルル	四、八三八	ボストン	(パナマ經由)	一一、五四七
	ウエリントン	四、八九三			

又、国内主要港とマニラ間の海上距離を列挙すれば、左の如くである。

(港名)	(海里)	(港名)	(海里)
イロイロ	三四〇	スリガオ	四五九
アルバンダン	三五三	カガヤン	五〇四
サン・カロス	三五四	ザムボアンガ	五一二
レガスピ	三五七	ホンダガア	五二二
タクロバン	三七三	ホロ	五四〇

マニラ灣 マニラ灣はフィリッピン群島中の最大島ルソンの西海岸に於て、支那海よりマニラ港に至る水路に當り、東洋で最も美しい海灣の一つで、その面積七百七十平方哩に及び、好錨地を備へ、大洋航路就航船のため、安全なる内港と深水棧橋とを有する優良なる大海港を形成して居る。

入口水道はバタアン半島の爲にかなり狭くなり、更にコレヒドール島により、南北二つの水路に分たれてゐる。

マニラ港 マニラ港はマニラ灣の一部であつて、その大部分は石造防波堤に圍まれて四角形を成し、水面積約二平方哩である。

マニラ灣より港への入口は、防波堤間五百呎の開口より成り、一直線に棧橋埠頭に通じ、港内はよく浚渫せられて、深水錨地と埠頭に通ずる水道とを備へてゐる。

然しながら、此所は繼續的浚渫作業を必要とし、殊に最近は、新しい大型浚渫機が作業をしてゐるので、今後、水路及び主錨地は低潮時の水深平均三十五呎を保つ様になるであらう。

最初の浚渫作業が完了した時には、浚渫土砂は岩壁背後の廣大なる地域の埋立に利用され、埠頭、倉庫、税關、その他必要な港灣施設の建設に役立つたものである。

埠頭 現在、四つの棧橋と一つの埠頭が對外貿易の船舶繫留に使用せられて居り、必要に応じて更に他の棧橋が追加されるに充分の餘地を有してゐる。次に棧橋及び埠頭に就て略述しよう。

第一棧橋——合衆國政府の所有及び管理に屬し、主として、合衆國陸海軍船舶の繫留に供されてゐる。長さ五百五

十呎、幅六十呎にして、鋼鐵製上屋倉庫を載き、飲料水と燃料油とを供給するパイプ設備を有し、二隻の大型船を收容することが出来る。

四

第三棧橋——コムモンウエルス政府の所有及び管理に屬し、専ら對外貿易の船舶繫留にあてられてゐる。この棧橋も鋼鐵製上屋倉庫を有する鐵筋コンクリート製で、全長六百八十呎、幅百二十呎、兩側に六百呎の繫留所を有し、二隻の大型船を收容し得る。

兩側には幅三十呎、先端八十呎のコンクリート製アブロンありて、一般荷役場として利用されて居る。

上屋倉庫には一噸能力の電動高架單軌起重機十臺、電動機關車、貨物自動車等を備へ、又棧橋には、飲料水と燃料油とを供給するパイプ設備がある。

第五棧橋——コムモンウエルス政府の所有及び管理に屬し、對外貿易の商船繫留に使用され、鐵筋コンクリートの杭を以て支へられ、鐵筋コンクリートの土臺又は床を有し、鋼鐵製上屋で蔽はれて居る。

全長七百三十呎、幅百六十呎にして、兩側の六百五十呎は繫留所となり、裕に二隻の大型船を收容することが出来る。上屋は百呎の幅を有し、兩側に一般アブロンの設備あり、一噸能力の電動高架單軌起重機六臺、電動機關車、貨物自動車等を備へてゐる。

又、棧橋は移動大起重機をも利用するを得べく、飲料水及び燃料油を供給するパイプ設備がある。

第七棧橋——コムモンウエルス政府の所有及び管理に屬し、専ら對外貿易の商船繫留に使用されてゐる。

この棧橋はマニラ港の誇りとするところで、現在、世界の港灣棧橋中、最美の設備を有するもの、一つと稱せられて居る。

その全長千四百呎、幅二百四十呎で千二百呎は繫留所となり、太平洋就航の最大級船舶四隻を繫留することを得、更にその先端部に一隻繫留することが出来る。

棧橋は長さ千二百三十五呎、幅百六十呎の鐵筋コンクリート及び鋼鐵製の貨物並びに旅客用構造物を載き、兩側と先端部に於て、各々幅四十呎の荷役用アブロンを有し、飲料水及び燃料油補給のパイプ設備がある。

荷役用機械装置は完備し、且つ近代的にして、四噸乃至五十五噸の運搬能力を有するジブ型電動起重機六臺を備へ、棧橋上の線路を自由に移動出来るやうになつて居る。

船荷用建物の内部には、縦横に移動して、揚卸しの自由な高架電動起重機が装置され、その數二十三臺に上り、二噸、三噸及び一噸半の能力を有してゐる。

又、棧橋の荷役能率を完備する爲に、電動機關車、貨物自動車、荷車、手押車等が設備されてある。

乗降客の便宜は全く申分なく、最新式の設備が施され、鋼鐵製乗降用棧橋を以て、甲板と棧橋上被屋の長廊とを、電動接続出来るやうになつてゐる。

この長廊は棧橋の二階の兩側全長に亘つて設けられ、その棧橋正面に於て、階段に依り、一階の荷物取扱所及び待合室に通ずる様になつて居る。

B埠頭——コムモンウエルス政府の所有並に管理に屬し、淺吃水船舶の繫留に使用されてゐる。

この埠頭は第三、第五棧橋に接続し、長さ七百五十呎、幅百呎の隔壁埠頭で、コンクリート及び鋼鐵製の幅八十五呎もある上屋倉庫を有し、その前面十五呎の場所は荷揚の用に供されてゐる。

尙必要に應じて、第一と第三及び第五と第七棧橋とを接続する追加埠頭の建設に、充分な餘地を有してゐる。

港 區

港區は棧橋及び埠頭に接する陸正面四七・五ヘクタール（一一七エーカー）の地域であつて、港の海岸線から、東方舊城砦の西壁に接して、之と並行せるA・ボンファシオ街まで及び、北はパシグ河から、南は二十五番街に亘るものである。

港區の大部分は埋立地で、以前は前濱で、昔のマニラ港の一部分である。

アメリカ政府の第一次港灣大改築計畫に於ては、舊港内の深部に、岩石の岩壁を構築し、その内側を海底浚渫の土砂を以て埋立てることであつた。同時にスペイン時代の防波堤は、港内の深水錨地を遮蔽する爲に延長されたものである。

斯くの如くして、港區は埋立てられ、内方錨地に突出する深水棧橋並に棧橋間の隔壁埠頭に對し、素晴らしい境界基礎が出来上り、更に又、税關、保税及び私設倉庫並に各種商工用施設にも地積を提供することが出来た。その上、港區はマニラ市商工業の中心地に近いため、甚だ便利である。

政府の使用に當てられてない部分は、長期貸付條件で、個々の商館や個人に貸付けられ、多くの商館はこの素晴らしい位置を、巧みに利用して居り、大部分の地域が貸地として改良されてゐる。

税 關 現在税關局は第五棧橋に面した二階建ビルディングを臨時に使用してゐる。といふのは、嘗て港市の名譽に相應しい鐵筋コンクリート建の立派な税關が設計され、且つ基礎工事に着手したのであつたが、一層焦眉の急を要する公共事業計畫の必要に迫られ、税關建築は無期延期の已むなきに至つた爲である。

保税倉庫 港の保税倉庫は、二棟の税關一般保税倉庫と、一棟の私營一般保税倉庫とに分たれ、前者は五、〇〇〇噸、後者は二、八〇〇噸の收容力を有し、孰れも棧橋に近く、港區内に位置してゐる。

關稅法規に依れば、總ての商品は最後の荷揚を終へた後、三日間は棧橋上に置き得るも、それ以後は保税倉庫に移されることになつてゐる。

それで、船荷證券（積荷證券と領事證明書）に包含されてゐない商品は、一ヶ月噸當り四比五〇仙の保管料で、税關の一般保税倉庫に、又船荷證券に包含されてゐる商品は、一ヶ月噸當り二比の保管料で私營の一般保税倉庫に移される。

棧橋から保税倉庫への運搬賃は、噸當り〇・八〇比である。

尙、前記以外に、九棟の私營保税倉庫がある。

鐵道の便

本港には棧橋と直接關係をもつ回線設備なく、船荷は貨物自動車や舢舨船によつて集散されてゐる。ルソンの中央大平原一帯に運轉されてゐるマニラ鐵道會社は、沿岸就航船舶の繫留される、パシグ河埠頭に平行した鐵道線路を持つてゐる。この線路を棧橋まで延長するとすれば、パシグ河に架設する鐵橋工事の經費は莫大にして、現在の利益を以てしては、到底之を償へそうにもない。

それで、現状に於ては、棧橋繫留船舶の船荷を陸路にて集散するよりも、寧ろ港内錨地の外國船と河岸の倉庫間を連絡する河舢舨船によつて、輸出入積載貨物を運搬する方が遙に利益である。

それで、棧橋に卸された一般商品は、貨物自動車や河舢舨船で、適宜倉庫まで運ばれてゐる。

舢舨の便

船賃の種類に應じて、各種の舢舨（無蓋、有蓋乃至タンク附）を傭ふことが出来る。約五二〇隻、總噸數三八、〇〇〇噸の舢舨が、港内及河川の荷役を許され、その中、三九〇隻、二八、〇〇〇噸（椰子油運搬のタンク舢舨を含む）は、一般荷役に従事してゐる。

舁船荷役は總て私營にして、その手配は舁船會社に交渉せねばならぬ。積載貨物多量の際は、前以て契約した方がよい。

本船渡を許可された貨物を除き、一般輸入商品は、繫留船舶から直接棧橋に積出すか、港内投錨中の船舶から舁船により、棧橋まで運搬される。

港内投錨中の船舶から、棧橋までの一般貨物の規定舁船料は、重量、容積何れも噸當り二比五〇仙で、損失は本船側の負擔となる。その他の舁船料は交渉次第である。

沖仲仕

沖仲仕も亦私營で、港内仲仕業の大部分は、相當古い歴史と完備せる組織をもつ諸會社の營むところ、主要なる汽船會社と契約をしてゐる。優秀にして十分な勞働が、何時でも間に合ふやうになつてゐて、屢々多くの開港場で見受けるやうな大きな勞働問題のために、荷役の遲滯するやうなことは少しも無い。

荷役は迅速且つ有効に行はれ、必要によつては、晝夜兼行で、日曜、祭日の就業にも應じて居る。

賃銀は適度であるが、東洋の他の諸港に比すれば、比較的高い。當港規定の沖仲仕賃銀表は後掲の通である。

燃料設備

輸入燃料炭、原油の大量乃至鼓狀罐入、精油のケース詰乃至鼓狀罐入等は、何れも港の一般需要に應ずるに充分である。

石炭輸入商は、通知あり次第、補給出来るやうに、大量の燃料炭を準備してゐて、自己所有の浮船を以て、パンダ河の下流に在る石炭貯藏所から運搬する。

又、合衆國海軍はキャピテ軍港の需要に應ずる石炭大貯藏所を有してゐる。合衆國政府の船舶に對しては、棧橋で連結する給油管に依り、大量の燃料油が補給されるやうになつてゐる。

四大石油會社はパシグ河の上流に、貯油タンク及倉庫を設備し、タンク及ボンプ附舁船を以て、港内碇泊の船舶に、大量の石油及その他鑛製油を配給してゐる。

飲料水

飲料水は棧橋の水道管に依り、市營水道本管から、一噸二五仙の割合で、直接豊富に供給せられ、又投錨中の船舶は私有の給水舁船から、一噸一比の割合で得られる。尙蒸溜水及井戸水は、國營製水會社から適度の量だけ得られることになつてゐる。但しこの會社は現在サン・ミゲル・麥酒會社に貸してゐる。

大起重機設備

第七棧橋には、ジブ型半移動式電動高架起重機六臺を備へ、四噸乃至十五噸の能力を有し、棧橋上の線路を移動するやうになつてゐる。

それで、十五噸までの貨物は、船の機具を使はずとも、船艙と棧橋乃至舁船間の荷役が充分出来る。この棧橋起重機の使用料は別項掲載の通である。

個人の所有竝に經營に屬する起重機船は、重量五〇噸までの貨物積卸が可能である。尙棧橋起重機の能力以上の重量貨物を荷役しやうとするときは、不必要な遲延を避けるため、豫め取決めをして置かねばならぬ。

通過船荷

外國及島内各港向け船荷の受領、取扱、保管、再積載の便宜は甚だ宜しい。通貨船荷は棧橋に受取つた上、三十日間無料で保管され、四〇立方呎乃至一、〇〇〇噸、噸當り七五仙の低率で、輸送船又は輸送船に移すべき回漕船に積込まれる。この料金には、通過貨物の受領より、積渡までの全部の勞銀と取扱料が含まれてゐる。

マニラ鐵道會社への積換になつてゐる通貨船荷は、十五日間無料で保管される。又、島内汽船で、島内諸港に轉送される貨物にして棧橋に運ばるものは、四〇立方呎乃至一、〇〇〇噸、噸當り六〇仙の率で、取扱及保管を爲すことになつてゐる。

斯る低率料金と長期の保管料免除に依る、本港の通過船荷取扱は、他に比類を見ないものである。

檢疫規則 合衆國公共衛生及檢疫設備規則は、マニラ及フィリッピンの各開港場に於て得られる、外國諸港より直接マニラに到着する船舶は、總て内港に通ずる防波堤入口の外方に投錨し、檢疫旗を掲げて檢疫を待たねばならない。

檢疫時間は午前六時から午後六時までで、船舶の入港順序に檢疫を受ける。而して出發港に於ける健康證明書と途中寄港せる諸港の健康證明書とを提出せねばならない。

燻蒸消毒設備が整つてゐて、檢疫吏の命令により施行さるゝ消毒は、無料であるが、船長の願出に依り行ふときは有料である。

硫黃消毒法は一、〇〇〇立方呎に付二六仙で、青化法は一、〇〇〇立方呎につき二九仙である。尙棧橋及埠頭繫留の船舶は、全部の繫留索と同様装置に對し、鼠除けを施し、且つ舷梯や梯子等は、使用中乃至番人を置く場合以外、夜間は取除かねばならない。

水先案内 マニラ灣内に出入する場合、水先案内の使用は、船長の任意とされてゐる。但し、棧橋及埠頭繫留場に入出入する船舶に對しては、水先案内の使用を強制してゐる。

水先案内の雇用は晝夜共に自由であるが、夜間料金は二倍である。又、水先案内料は登簿噸數に依り計算され、次の如くである。

港内出入——一、〇〇〇噸まで二〇比、一、〇〇〇噸以上、〇三〇〇噸まで、三〇比、三、〇〇〇以上四〇比。
埠頭及棧橋發着——一、〇〇〇噸まで三〇比、一、〇〇〇噸以上三、〇〇〇まで五〇比、三、〇〇〇噸以上七五比

尙必要とあれば、曳船を用ゐることも出来るが、別段強制してゐない。

棧橋繫留及其料金 燃焼性及爆發性の貨物搭載船舶を除き、總ての船舶は、棧橋に繫留することが出来る。棧橋の繫留場は、港内到着の順序に依り、首席水先人が之を指定する。

純貨物船及船客數に制限ある船舶は、第三、第五の兩棧橋に指定せらるゝを通例とし、多數の船客を有し、又は重量貨物を積卸する船舶は、第七棧橋に指定されるのを普通とする。棧橋繫留料金は次の通である。

最初の二十四時間以内は、登簿總噸數當り、〇・〇一五比で、その後者各二十四時間毎に、二十四時間以内六時間以上の場合も同率に計算されるが、併し最大料金は一日に二〇〇比を越ゆることはない。

船舶のみの船舶及飲料水竝に燃料油のみを船舶に搭載する爲に繫留する船舶の料金は、八時間毎に總噸數噸當り〇・〇一比で計算される。但し八時間以上繫留する場合は、貨物積卸しの船舶と同様の料金を課せられてゐる。

第二編 マニラ港灣局

港灣局 マニラ港灣局は、フィリッピン議會の法規に依つて創設された政府の一部局であつて、埠頭及棧橋を通過する全輸出入品、通過商品の受領、取扱、保管及引渡に關する範圍に亘り、マニラ港に於けるフィリッピン政府の棧橋、埠頭及貨物取扱機構を監督、統制するを目的としてゐる。

港灣局員は大統領に依り任命せられ、無報酬で働いてゐる。

經營乃至貨賃權限 マニラ港灣局は政府經營の公共事業として、自ら港灣設備を經營運用し、若しくは棧橋及埠頭を通過する商品の受取、取扱、保管及引渡が、政府直接の經營よりも、遙かに有效なりと判斷する時は、港灣諸設備並に棧橋、埠頭の運用權をも、個人若しくは會社に賣却、賃賃乃至はその他の方法に依り、處分する權限を與へられてゐる。

設備の賃賃 政府經營の港灣設備運用は、能率と經濟、特に商品の喪失又は毀損に對する責任に關して、遺憾の點が多かつた実績に基き、マニラ港灣局は、マニラ鐵道會社に屬するマニラ・ポルト・ターミナルと賃賃契約を結び、該マニラ・ポルト・ターミナルは、更に之を他に賃賃し、港灣局の統制下に、棧橋及埠頭を管理することに決定した。

代理營業 賃賃契約を結んだマニラ・ポルト・ターミナルは事實上、マニラ港灣局の代理營業者であつて、コムモンウエルス政府の棧橋及埠頭を通過する、總ての輸出入及通過商品の受取、取扱、保管並に引渡に關する必要乃至は附隨の全勞務及計算を司つてゐる。

獨占權 港灣局の代理營業者としてのマニラ・ポルト・ターミナルは、商品取扱に關する限り、コムモンウエルス政府所有の棧橋、埠頭及港灣局所有の貨物取扱設備を、獨占的に使用し、その特權代償として、年使用料と總收入の一部とを、港灣局に支拂つてゐる。

總ての貨物取扱料金並びに會社が公衆の爲取扱ふべく規定された特別サービス料金は、港灣局によつて定められてゐる。この料金の拔萃は別項に掲げてある。

會社は記帳乃至は管理中の貨物又は財産が、喪失或は毀損した場合の保證として、多額の債券を抵當として居

る。

契約者のサービス及料金

輸入船荷——受渡商品の數量に關する正確なる記録の保持と共に、請負契約者の實施すべき勞務、並に對外貿易、就航船舶より、マニラ港内の政府所有棧橋及埠頭に卸されたる、取扱輸入商品の料金は左の通である。

船舶のテークル(複滑車)乃至船舶船より、輸入商品を受取り、前記棧橋及埠頭への陸揚、分類、而してその棧橋、埠頭より、荷受人又は代理運輸機關、若しくは保税倉庫の準備せる運輸機關への引渡に關し、契約者は左の如き料金を徴收する權利を與へられてゐる。

- (a) 次に特記せるものを除き、一般船貨、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り 一・一五比
- (b) 但し重量二五〇疋以下の委託貨物一箇につき 〇・五〇比
- (c) 重量二五一疋以上三七五疋までの委託貨物一箇につき 〇・六五比
- (d) 重量三七八疋以上五〇〇疋までの委託貨物一箇につき 〇・八〇比
- (e) 重要一〇疋に充たざる單裝委託小荷物 無料

例

- (a) 箱詰乃至裸の自動車、貨物自動車、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り 一・〇〇比
- (b) 袋詰コーヒーとココアの實、一、〇〇〇疋當り 一・一五比
- (c) 籠入卵、四〇立方呎、噸當り 一・一五比
- (d) 袋入小麦粉、一、〇〇〇疋、噸當り 〇・九〇比

- (e) 木製家具、空箱、四〇立方呎、噸當り ○・六五比
 - (e-e) 竹細工の家具、四〇立方呎、噸當り ○・四〇比
 - (f) 長さ三四吋、圓周二四吋以上の巻包装新聞原紙一、〇〇〇疋、噸當り 一・一五比
 - (g) 乾草の梱、四〇立方呎、噸當り ○・九〇比
 - (h) 麻梱一、〇〇〇疋、噸當り 一・一五比
 - (i) 馬、牛、水牛、一頭につき ○・四〇比
 - (j) 豚、羊、山羊等、一頭につき ○・二〇比
 - (k) 埠頭又は棧橋にて取扱はるる重量二噸以上の包装物一箇に對し、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り 四・五〇比
 - (l) 珪藻土、防火セメント、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り ○・八〇比
- 輸出船荷——輸出のため、棧橋及埠頭にて受取れる商品の數量に關する、正確な記録の保持と共に、請負契約者の實施すべき勞務、並に棧橋及埠頭の運輸機關より、對外貿易、就航船舶の荷揚滑車まで、該商品を取扱ふ料金は左の通である。
- 輸出商品を、輸出業者の運輸機關より受取り、棧橋及埠頭上、積載に便利な場所に貯藏し次で船舶の荷揚滑車に運ぶまでの取扱勞務に對し、契約者は左の如き料金徴收の權利を與へられてゐる。
- (a) 次に特記するものを除き、一般貨物、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り ○・六〇比
 - (b) 但し、最低料金 ○・六〇比

例 外——

- (a) 箱詰乃至裸の自動車、貨物自動車、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り ○・六〇比
 - (b) 袋詰コーヒー、一、〇〇〇疋、噸當り ○・六〇比
 - (c) 袋入麥粉、一、〇〇〇疋、噸當り ○・六〇比
 - (d) 木製家具、空箱、四〇立方呎、噸當り ○・六〇比
 - (d-d) 竹細工及柳枝細工の家具、四〇立方呎、噸當り ○・四〇比
 - (e) 荷梱せざる麻、一、〇〇〇疋、噸當り ○・六五比
 - (f) 馬、牛、水牛、一頭につき ○・四〇比
 - (g) 豚、羊、山羊等、一頭につき ○・二〇比
 - (h) 自動車、貨物自動車を除き、棧橋及埠頭にて取扱はるる二噸以上の包装物一箇に對し、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り 四・五〇比
- 通過船荷——マニラ以外の他の諸港に向け廻送さるる商品は、總て通過船荷に含まれる。通過船荷の取扱料金は、次に示す通である。
- 契約者の取扱サービスは、輸入船貨の場合と同様である。但し次の如き除外例が規定されてゐる。
- (a) 通過船荷が棧橋又は埠頭に陸揚され、次の運輸機關に積込まれるか、或は棧橋又は埠頭に繋留中の他の汽船に積込まれる場合には、契約者が、右運輸機關或は汽船の荷揚機まで運搬する料金は、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り ○・七五比

(b) 通過船荷が棧橋又は埠頭に陸揚されたる後、次の汽船に積込むため、他の棧橋又は埠頭に繋留する次の汽船に該貨物を積込むを要し、その料金は、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り 一・一五比
島内向船荷――

島内船により國內諸港に運送するため、棧橋又は埠頭に運ばれたる島内向船荷取扱料金は四〇立方呎乃至一〇〇〇疋、噸當り 〇・六〇比

特別サーヴィス――契約者は棧橋、埠頭及びその近接地に於て、商品取扱に關聯する如何なる特殊サーヴィスをも遂行することが許されてゐる。

斯るサーヴィス並に貨物自動車、電働牽引車及其他の貨物取扱設備の使用料金は次の通である。
四〇立方呎二至一、〇〇〇疋、噸當り 〇・八〇比

但し、右は貨物取扱料金が課せられ、或は支拂濟になつてゐる商品に對しては、適用されない。又、サーヴィスが契約者の便宜のため、行はるる場合も適用されない。

起重機使用量――契約者は、商品取扱に關する諸サーヴィス遂行のため、棧橋のアブロンに設備されたる、起重機の使用を許されてゐる。

この起重機の使用に對し、次の料金を徴收してゐる。

(a) 船舶又は舢舨より棧橋に商品を積卸し、又は反對に積込む際、船内荷揚機の代りに、起重機を使用する場合一時間以内、汽働起重機乃至小型起重機 三・〇〇比
同じく四噸能力高架電働起重機 五・〇〇比

同じく十五噸能力高架電働起重機 一一・〇〇比

但し、一箇二噸乃至それ以上の重量ある包装物は、次に掲ぐる大起重機と同様の料金を徴收される。

(b) 汽船より舢舨に、或は舢舨より汽船に、商品を積卸又は積込む船内荷揚機の代りに、起重機を使用の場合、單に照査料金のみを支拂ふ時、一時間以内料金は、四噸能力高架電働起重機 一〇・〇〇比
同じく十五噸能力高架電働起重機 一五・〇〇比

大起重機――

(c) 船内荷揚機の代りに、起重機を使用し、一箇二噸以上の包装物を積込乃至荷卸する場合、積荷目録の噸數に依り、その料金は重量二以上五噸までの包装物一箇に對し、噸當り 二・〇〇比

重量五噸以上一〇噸までの包装物一箇に對し、噸當り 三・〇〇比
重量一〇噸以上五〇噸までの包装物一箇に對し、噸當り 五・〇〇比

但し、分類に當りては、各荷造の重量を標準とするも、サーヴィス料金は、積荷目録の噸數に依るものである。
照査手数料――船から卸された全貨物は照査されるが、その手数料は次の如くである。(但し、耐火煉瓦、原油、一萬箇以上の箱入燈油及ガソリン或はその類似品、船荷が一種類である場合の全積載貨物、又は照査不要の貼札を有し、且つマニラ港認可の特定荷受人に渡す全貨物等は、除外されてゐる)

船から卸された船荷照査の場合、四〇立方呎乃至一、〇〇〇疋、噸當り 〇・一二五比

電燈使用料――船荷處理の爲、電燈設備のある棧橋及埠頭で、夜間積載乃至荷卸しのなされる場合、これを使用せる船舶は、次の料金を支拂はねばならぬ。

(a) 棧橋、埠頭電燈料、一時間

三・〇〇比

(b) 多數の電燈が船舶内に配置された場合、一燈

〇・六〇比

飲料水——棧橋乃至埠頭に碇泊中の船舶に、飲料水が配給される場合、契約者はその料金を、次の如く徴収する。

船舶に配給の飲料水、噸當り、

二・二五比

時間外作業——コムモンウエルス政府所有棧橋並に埠頭に於ける、規定労働時間は、午前七時より正午まで、及び午後一時より午後五時まである。

依て、契約者は時間外作業に對し、次の如き要求が出来る。

日曜、祭日及び通常日の時間外に、棧橋及埠頭で、荷役を雇つた場合、契約者は荷主、代理人乃至他の利害關係者に對して、此等時間外労働の特別賃銀乃至は追加料金を必らず徴収する。

この時間外労働の勤務者は、監督、照査役人、起重機手、警官、その他必要な従業員で、荷主、代理人、その他の利害關係者の爲す、時間外作業に關係ある總ての人々の労働をも含まれてゐる。

小荷物——乗降客の小荷物取扱については、次の例外を除いて、別段の料金を徴収されない。

(a) 規則により照査すべき貨物と一見して判断し得る荷物に對し、契約者は、一般輸出入貨物並の料金を徴収される。

(b) 旅客同伴の動物は、輸出入動物規定に準じて料金を徴収される。

(c) 旅客の携帯する自動車は、輸出入自動車の規定に準じて、料金を徴収される。

第三編 般船及貨物取締の關稅規定

輸入貨物

直接荷卸を認可されてゐる以外の全商品が、外國諸港よりマニラ港に輸入される場合、コムモンウエルス政府所有の棧橋及埠頭に引渡すことが、原則となつてゐる。

その引渡方法は、碇泊中の船舶から直接でも、又はその備貯船によつても同じである。

荷卸すべき一般船荷一〇〇噸以上積載の船舶は、棧橋乃至埠頭に碇泊して、荷卸するやう規定されてゐる。

可燃性貨物

ガソリン、ダイナマイト、その他、特に可燃性乃至爆發性の強い化合物を積載してゐる船舶は、それ等を卸さない限り、棧橋及埠頭に碇泊を許されない。それ故、この種貨物は港内投錨中の船舶から舢舨に積んで、荷卸されねばならない。

監督

棧橋及埠頭全體乃至舢舨、起重機の所定の場所に、適當な監督の配置されるまでは、如何なる積卸も許されない。

船渡し

船渡しの許されるのは、船荷の大量搭載の場合と、船舶から急いで卸す必要のない積載物乃至合衆國陸海軍宛大量船荷の場合に限られてゐる。

但し、船荷の交付を受けるには、少くとも三〇噸を積載し得る舢舨乃至キヤスコ（フィリッピン特有の舢）一隻と、更に又船荷受取の所要人員を備へ、舷側で運搬出来ることを必要とする。

船渡しの許可は、照査手数料支拂後であれば、申込次第、關稅事務局から發せられる。

次に掲げられた商品は、船荷と見做されてゐる。

陸海軍貨物	生果	生及冷凍肉
自動車	ガソリン	機械油
ビール	穀物	石油
ポイラ	紙袋	石炭
煉瓦	火薬	機油
セメント	乾草	大量の砂糖
石炭	亞鉛引トタン	大量のの糖
空の頭大壘	建築用鐵及鋼條	東れた麥
ダイナマイト	鐵軌	鐵道用タイル
肥料	家畜	屋根瓦
袋入小麦粉	重量の機械	テレピン
		生野菜

仲仕 サウイスと料金——マニラの仲仕業は純然たる私營で、よく組織化され、且つ能率的な労働を提供する數會社に委ねられてゐる。

仲仕の料金は此等會社の専屬するところであるが、一會社の契約形式から引用した次の稅率は、一般の基準乃至は會社今後の稅率決定基準と考へられてゐる。

特別記載なき一般商品 稅率
 ○・三七五比

裸の自動車、一臺につき	五・〇〇〇
石炭、普通	〇・六五〇
石炭、時間外	一・三〇〇
コークス、普通	一・二〇〇
コークス、時間外	二・四〇〇
コブラ、袋入り	〇・六〇〇
コブラ、大船荷袋入り	〇・七〇〇
コブラ・ミール袋入り	〇・五五〇
コブラ・ケーキ袋入り	〇・六〇〇
爆發物、彈藥、酸類等	一・〇〇〇
麻、龍舌蘭、パンヤ無壓搾 一捆	〇・〇八〇
鐵、鋼鐵製棒、板、管、軌條	〇・五〇〇
鐵、鋼鐵等、屑	一・二五〇
木材、荷卸一米突當り	一・二〇〇
木材、積込一米突當り	一・五〇〇
油、石油製品、樽乃至罐當り	〇・一五〇
石油製品、箱詰一箇當り	〇・〇二五

石油製品、ブリキ罐一箇當り	〇・〇一七五
冷蔵庫	〇・六五〇〇
砂糖、袋入	〇・四二五〇
砂糖、マット入	〇・四五〇〇
煙草、梱一箇	〇・一三五〇
大起重機、三噸から一五噸まで	二・五〇〇〇
大起重機、一五噸以上	特別料金
船荷装置帳簿記載の全装置噸當り	〇・〇三〇〇

(註——右税率表に於ける重量は、船簿記載の在荷總噸數を基準として計算される)

作業時間——普通、午前七時より正午まで、並に午後一時より午後五時まで。

正規時間外——日曜、祭日は右に同じ、夜間は、午後六時より真夜中まで、並に午前一時より午前五時まで。

時間外労働——石炭、コークスの場合を除いて、時間外労働に對する追加料金は左の如し。

日曜、祭日、夜間、十二人一組	三六・〇〇比
日曜、祭日、夜間半分十二人一組	一八・〇〇比
食事時、一時間毎に、十二人一組	三・六〇比
ランチ雇傭——	
労働者運輸一日につき	一〇・〇〇比

別ランチ雇傭一時間當り

一〇・〇〇比

マニラ港灣管理 税關施行令第三〇四條——水先案内及び水先案内料——特別規則及料率——廢棄税關施行令

第一四三、一四四、一六六、一八二、一九七、二五四、二五五、二七七、二八三、二八九及三〇一條。

第一項 一九一七年制定フィリッピン行政法第五一條及第一、四一五條により、フィリッピン水先案内に關する次の特別規則及料金表を制定し、一九三四年二月一日より有效ならしむ。

第二項 水先案内區域乃至その外部のフィリッピン領海岸航路に、水先人を雇傭することは隨意である。

但し、水先人が要請に應じたる場合、一日三〇比以内の報酬と、個々の私的契約に基き、最初の位置に歸るまでの諸費用とを申受けることが出来る。

第三項 沿岸水先人を雇傭し、水先案内區域を航行する船舶は、前記所定の料金乃至は任意契約の水先案内料金を、組合管轄内の凡ゆる世話をなす水先人組合に支拂はねばならぬ。

又、一水先案内區域から他の區域まで、該水先人の雇傭される場合、船舶は第二項規定の報酬以外、該船舶が案内された地域の組合に、該地所定の強制水先案内料及び碇泊料を支拂はねばならぬ。

第四項 一水先案内區から他のそれに、管區水先人を雇傭する船舶は、第二項に規定された報酬以外に、該船舶が水先案内をされた區域に於ける組合に、該區規定の水先案内料を支拂はねばならぬ。

第五項 水先人が、檢疫乃至不可抗力の原因に依り、船舶上に滞留のやむなきに至つた場合、寢食は勿論、一日六比の割合で、手當を支給される。

但し、六時間以上、二四時間以下は一日として計算される。

第六項 何れの港に於ても、日没より午前五時までの間に、水先案内勤務を托した場合、規定水先案内料の五〇パーセントを、更に追加徴収される。

水先案内勤務が日没前に開始せられ、日没後に終了する場合、乃至午前五時前に開始せられ、午前五時後に終了する場合、孰れも追加料金乃至は時間外手数料を支拂はねばならぬ。

第七項 公用船舶、聯邦政府乃至コムモンウェルス政府の就航船舶、又曳船、ローチア、ランチ及び専ら河川港灣作業に従事する諸船舶は、強制水先案内規定の適用を免除されてゐる。

但し、水先案内勤務が要請され且つ行はれた船舶は、他船に指定した手数料を支拂はねばならぬ。

第八項 各自水先人組合に、集金を委任されてゐる水先案内料は、規定の方法及料率により、「入港並に出港手数料」、「碇泊手数料」、「解纜手数料」、「方向變換手数料」等に區別される。

但し、税關乃至は他の港務當局より、方向變換を命ぜられた場合は、この種碇泊變更の水先案内料は免除されることあるべし。

第九項 このに規定されたる全水先案内料金は、フィリッピン島の通貨を以て換算したるものなるが故に、支拂は該通貨乃至は等價貨幣を以てなされるべきである。

マニラ水先人組合

第十項 マニラ港の水先人組合は、税關施行令第一一五條第二項により、七人の水先人を以て組織されてゐる。

そのうち一名が長として選ばれ、マニラ水先人組合の一般取締をなし、その特別服務報酬として、月額一〇〇比

を支給される。

この報酬金額は經常費として計上され、全組合員の所得分配に先立ち、他の諸費用と共に、總収入より差引かれる。

第十一項 マニラ水先案内管轄區域に對して規定されたる全手数料は、マニラ水先人組合の會計係によつて收納される。その收納は水先案内を依頼された月の最終日を越えてはならないことになつてゐる。

該手数料の支拂に際し、船舶が税關收税吏に、正規の手續をなし、保證されたる後に非ずんば、假令該手数料が支拂はれても、その出港は許されない。

第十二項 組合の總括的諸費用を列記せる明細書提出により、手許現金よりそれが支拂はれる。又、各組合員は毎月その代表者より、純収入の等分配を受くることになつてゐる。

第十三項 一九一五年十一月三十日附税關航海規定第九七條の規定により、マニラ水先人組合は、毎月末並に年末に、フィリッピン税關收税吏に報告書提出の必要がある。

該報告書は税關局規定の形式に基き、作製されべきものとす。

手数料

第十四項 次の手数料は以下の規定と手續とに依り、マニラ水先人組合に支拂はれる。

棧橋出入

第十五項 フィリッピン政府、棧橋に出入する、總噸數五〇〇噸以上の外國船舶は、全部強制的に水先案内を附せらる。

その手数料は左の如し。

純噸數一、〇〇〇噸以下の諸船舶 一八・九〇比
 純噸數一、〇〇〇噸以上、三、〇〇〇噸以下の諸船舶 三一・五〇比
 純噸數三、〇〇〇噸以上の諸船舶 四七・二五比

但し防波堤内側に投錨乃至投錨する船舶にして、水先案内を雇備することは任意である。
 水先案内の作業が要請された場合、その手数料は左の如し。

純噸數一、〇〇〇噸以下の諸船舶 一二・六〇比
 純噸數一、〇〇〇噸以上、三、〇〇〇噸以下の諸船舶 一八・九〇比
 純噸數三、〇〇〇噸以上の諸船舶 二五・二〇比

バシグ河の水先案内

第十六項 バシグ河を出入する登録純噸數六十噸以上の諸船舶は、強制的に水先案内を附せらる。斯る諸船舶は
 出入運行の各三デシメーター（一呎）につき、次の率でサーヴィス料を支拂はねばならない。

總登録噸數二五〇噸未満の諸船舶 〇・六〇比
 總登録噸數五〇〇噸以上の諸船舶 〇・九五比
 總登録噸數二五〇噸以上五〇〇噸以下の諸船舶 〇・七五比

バシグ河に於ける方向轉換

第一七項 バシグ河碇泊中の諸船舶が、その全纜を解かずして、方向轉換をする場合、水先案内の雇備は自由
 である。登録純噸數六〇噸以上の諸船舶にして、岸壁乃至投錨地に於て、蒸汽船乃至曳船に依り、方向轉換をなす

場合は、強制的に水先案内を附せらる。

その手数料は、各三デシメーター（一呎）運行毎に四〇セントツオスの割合で徴收される。

但し、前項規定により、水先人の強制雇備を免除せられし諸船舶は、碇泊中の方向轉換に當り、水先人の雇備を
 要しない。然し、水先案内を要請した場合、他の諸船舶同率に手数料を徴收される。

第十八項 マニラ水人案内管区の制限内で爲されたる總ての水先案内サーヴィスは、他に特別の規定なくも自由
 である。

但し、若し水先案内を要請して許可されし場合は、マニラ水先人組合の指定する免許水先人により、操作される
 ことを要す。その操作に當つての手数は、三デシメーター（一呎）毎に一・二五比である。

重量課税——フィリッピン領域外の諸港へ又は諸港から出入する諸船舶は、その登録總噸數に對し噸當り〇・一二
 五比、乃至フィリッピン諸港に於て、積卸される船荷一、〇〇〇噸當り〇・三五比の割合で課税される。

割當課税は船長又は荷受人の執れに課するも自由である。若し重量課税が登録總噸數に基き、最初の入港地で支
 拂れた場合、その航路中、フィリッピン内の他の諸港では免除される。

船客乗降及燃料、飲料水の補給を受ける船舶の機構使用料——船客の乗降、小荷物の積卸乃至は飲料水、燃料補給の
 目的で、政府の棧橋乃至埠頭に碇泊する外國貿易就航船は、碇泊八時間以内の場合、噸當り一セントツオ課税され
 る。但し、八時間を越ゆる場合、船荷積卸の諸船舶に對する規定の棧橋料が徴收される。

輸出品の埠頭使用料——フィリッピンに産する石炭、林産、セメント、グラノ、銅鑛石、鉛、亜鉛、鐵及鋼鐵金屬
 金原鐵、糖蜜を除く全船荷商品は、フィリッピンで積載され輸出さるゝ場合、一、〇〇〇噸當り二比の割合で、埠

頭使用料を輸出業者より徴収する。

税關照査及健康證明書料金——船荷積卸の目的を以て、政府の棧橋乃至埠頭に碇泊する、外國貿易就航の諸船舶出入證明に對し、最初の二四時間以内は、噸當り一・五セントヴオス、更に二四時間を經過する毎に、又は六時間以上の端數毎に、同額の税關手数料を徴収する。

但し、手数料は最大限一日二〇〇比を越えてはならない。又外國港に寄港せずして、フィリッピンの他港より歸港せる船舶は、規定率の半額を徴収するのみである。

輸入船荷に對するアラスター料金——タツクルから受取られ、棧橋及埠頭に分類して荷揚され、且つ荷受人の運輸機關乃至倉庫附屬の運輸機關に積込まれる、輸入船舶のアラスター料金は、商品の等級に依り異なる。

但し、一般船荷の料金は、四〇立方呎乃至一、〇〇〇呎につき、〇・六〇比である。

船渡照査手数料——石炭及木材を除く、全輸入船荷の船渡照査手数料は、四〇立方呎乃至一、〇〇〇呎、噸當り〇・一二五比を徴収される。

一萬ケース乃至等量以上の燃料油、燈用石油、ガソリンは、照査手数料を免ぜらるゝことあるべし。又一指定荷受人宛の一委托商品のみを積んで到着せる諸船舶は、マニラ港務局に申請し、收稅吏の承認を得れば、その照査手数料を免除せらる。

給水料金——飲料水は各棧橋及埠頭に於て、噸當り〇・二五比で給水パイプから得られる。給水ポートに依り、碇泊中の諸船舶に、飲料水の供給される場合、その料金は噸當一比である。

現在、サン・ミゲル・ブルワリーの經營する國營製水會社より、一噸當一〇比及淨運搬料一比の料金で、蒸溜

水を得られる。

棧橋電燈使用料金——船會社代理店の依頼に依り、乃至は税關徵稅部の命に依り點燈したる場合、その料金は一時間三比である。

船内に多數電燈引込を申込まれたる場合その使用料は一燈一時間〇・六〇比である。

仲仕料金——仲仕の料金は、その取扱船荷の等級により異なる。一般船荷に對する料金は、噸當り〇・三七五比である。

舢船料金——舢船の料金は、その取扱商品の等級及數量、取扱時間等に依り異なる。

投錨中の船舶より、棧橋乃至埠頭へ運ぶ一般船荷に對する料金は、噸當り二比の割合である。

カナダ太平洋汽船會社 (エムアブレス太平洋航路)	シアトル、シアトル、日本諸港、往 上海、香港、經由。復航、往 航に同じ	二週一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラのみ	Canadian Pacific Rail- way Co., 14-16 David.
支那海運會社 (厦門・マニラ便)	マニラ、厦門間、往復。	十日一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラのみ	Smith, Bell & Co., Ltd. Hongkong-Shanghai Bank Bldg.
トウウエール・キヤツスル・ ライオン (復航便のみ)	マニラ、港間。スエズ、沿岸 西洋諸港經由。(往航 マニラ)	月一回	郵便、船客、一般 貨物、油槽	マニラ、イロイロ、 セブ、外港 及諸外港	Macconkey & Co. Inc., China Bank Bldg.
ダラー汽船會社ライオン、 (アベシテント世界周遊船)	ニューヨーク、マニラ間。 パナマ、ロスアンゼルス、 サンフランシスコ、日本、 支那、香港經由。復航、 スエズ經由。	二週一回	郵便、船客、一般 及冷凍貨物	マニラのみ	The Robert Dollar Company, Port Area and Escorial.
ダラー汽船會社ライオン、(ニ ユヨーク、マニラ航路)	ニューヨーク、マニラ間。 パナマ、ロスアンゼルス、 サンフランシスコ、ホノ ルル、上海、香港經由。復航 往航に同じ。	二週一回	郵便、船客、一般 及冷凍貨物、油槽	マニラのみ	The Robert Dollar Company, Port Area and Escorial.
ダラー汽船會社ライオン、(太 平洋岸マニラ航路)	サンフランシスコ、マニラ 間。真珠灣、グワム、 復航ロスアンゼルス、 サンフランシスコ直航。	三 月 回	貨物のみ	マニラ、イロイロ、 セブ、及諸外港	The Robert Dollar Company, Port Area and Escorial.
イースト・アジア航路 (東洋航路)	英國、南歐諸港マニラ間。 スエズ經由。復航、支那、日本 諸港、スエズ經由。	月一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ及諸外港	Menzi & Company, Inc., 180 Juan Luna

イースト・アジア航路 (東洋航路)	オーストラリア諸港間、マニ ラ、支那、日本諸港、往 復。	月一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラのみ	Smith, Bell & Co., Ltd. Hongkong Shanghai Bank Bldg.
エラレーン・ライオン (歐洲マニラ航路)	英國、北歐諸港、マニラ間。 スエズ、沿海諸港經由、往 復。	月一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、イロイロ、 セブ、及諸外港	Hanson, Orth & Stev- enson, Inc., Uy Chaco Building.
フアンソン・ライオン (合衆國 大西洋岸マニラ航路)	合衆國大西洋岸諸港マニラ 間。サンマフロ、パナマ 經由。往復。	二週一回 三 月 回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、イロイロ、 セブ、及諸外港	L. Everett, Inc. 225 Dasmariñas.
セナール・ライオン (太平洋岸マニラ航路)	サンフランシスコ、ポート ランド、マニラ間。日本、 支那諸港、香港經由、往復。	三週一回	郵便、船客、一般 及冷凍貨物	マニラのみ	States Steamship Co. 15 Plaza Cerverantes.
グレンソン・ライオン (歐洲マニラ航路)	英國、北歐諸港マニラ間。 スエズ、沿海諸港經由、往 復。	月一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、セブ	International Harves- ter Co., Uy Chaco Build- ing.
ハンブルグ・アメリカ・ ライオン (歐洲東洋航路)	北歐諸港マニラ間。スエズ 沿岸諸港經由、(及びマニ ラ、支那、日本、航路)	二週一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、(不定期 セブ)	Behn, Meyer Co., H. Mij. 227 David.
オランダ東洋ライオン (歐洲東洋航路)	歐洲諸港、諸港經由、本航路 スエズ、沿海諸港經由、(及び マニラ、支那、日本、航路)	四週一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、(不定期 イロイロ)	Eastern & Philippine Ship Agency. 8-12 Escorial.
イズミヤン汽船會社ライオン (世界周遊航路)	合衆國北太平洋諸港、マニ ラ間。パナマ、ホノルル、 由。復航、マニラ、スエ ズ經由。	月一回	一般貨物、大油槽	マニラ、イロイロ、 セブ、マニラ	International Harvest- er Co., Uy Chaco Build- ing.
シヤブ・ライオン (マニラ・セ ブ航路)	マニラ、マニラ間。往復。 マニラ、他諸港間。往復。	二週一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラのみ	Eastern & Philippine Ship Agency. 8-12 Escorial.

サバー汽船会社ライオン (シノンガポール・比島航路)	シノンガポール、ホロ、オ諸港 經由。	二週一回	郵便、船客、一般 貨物	ザムホアソガ、ホ ロ	Atkins, Kroll & Co. Manila and Zamboanga.
シラザアニー・シアゲア・本 平洋ライオン(太平洋沿岸マ ニラ航路)	往航太平洋諸港マニラ直航復 更ニカニラ太平洋沿岸經由。	十日一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、セブ、ダ ゲタオ	Roosevelt Steamship Agency, Uy Chaco Building.
シラザアニー・ライオン (大西洋直航々路)	ニューヨーク、フロイド、パ ライソ、沿岸諸港。復航、マ ニラ經由直航	週期的	一般貨物	マニラ、イロイロ、 及諸外港	Roosevelt Steamship Agency, Uy Chaco Building.
ステーツ汽船会社ライオン (太平洋沿岸マニラ航路)	ポートランド、マニラ間。 支那、日本諸港經由。復航、 マニラ、日本諸港經由。ポート ランドに直航	二週一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、セブ、イ ロイロ、ダゲタオ	States Steamship Co. 15, Plaza Cervantes.
スエーデン・東亞汽船会社 (歐洲比島航路)	バルチック、北歐諸港マニ ラ間。支那諸港に航行。更に日 本、支那諸港に航行。復航 マニラ寄港	月一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、セブ	International Harves ter Co., Uy Chaco Building.
タコヤ・オリエンタル汽船 会社(太平洋沿岸マニラ航 路)	タコヤ、マニラ間。日本、支 那諸港經由。復航、ロスマス ンセルス、ツサツソフに直航 マニラ、マニラ間。復航	月一回	一般貨物、大油槽	マニラ、セブ、イ ロイロ、レバカスヒ ー及諸外港	The Robert Dollar Company, Port Area, Building.
辰馬汽船会社ライオン (大西洋沿岸航路)	北太平洋諸港、ニューオー ルレヤン、マニラ間。復航	週期的	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、セブ、イ ロイロ	P. M. Bennett Incor porated Insular Life Building.
ウイバルムセン・ライオン (歐洲比島航路)	バルチック、南北歐洲諸港、支 那、日本、諸港經由。特復	月一回	郵便、船客、一般 貨物	マニラ、セブ	Macdonay & Company Inc, China Bank Bldg.

輸入開税率表

——フイリッピンノ主要輸入商品開税率——

品 種 別	税 率 (單位弗)
1、金、銀、白金製(破損せるもの)	無 税
2、眞珠、對の片方乃至模造寶石を鑲めたる金、白金及そ の合金	1 へクトグラム 1 へクトグラム 價 12.50 17.50—25.00 25%
3、眞珠、對の片方乃至模造寶石を鑲めたる銀及その合 金、銀製品	1 へクトグラム 1 へクトグラム 價 1.00 5.00 25%
4、琥珀、黒玉、髓甲、珊瑚、象牙(無細工乃至切断せる もの)	15%
5、琥珀、黒玉(細工せるもの)	40%
6、ダイヤモンド、眞珠、其他及其の模造品(加工設置せ るもの)	15%

石		従	價	率
ざるもの)				
7、大理石、碧玉、瑪瑙 (未加工品)	"	"	"	20%
8、板状に加工し裝飾用とせる碧玉	"	"	"	30%
9、製品化せる裝飾用碧玉	"	"	"	40%
ガ				
1、ガラス製玉	従	價	35%	
2、ガラス製頸飾 (金製品その他を除く)	1 従	1.75 價	40%	
3、板状、圓錐状、角状、ガラス (備裝、屋根板用)	1 従	1.65 價	25%	
4、巻、圓筒、圓環、薄板ガラス (窓及同様の目的に使用する板状ガラスに非ざるもの)	従	價	25%	
5、同様の物にして、加工、彫出、斜切、彫刻、裝飾し、鉛で整へられたもの	"	"	40%	
6、彫刻し乃至はエナメルを塗れる總てのガラス	"	"	50%	
7、穴のある一般ガラス製品 (大罐、壺、瓶、空又は然らざるガラスコ)	"	"	10%	
土				
ラ				

硝		従	價	率
ス				
8、サイフォン用罐	従	價	30%	
9、ガラス、水晶、模造水晶、酒罎、大コップ、コップ、ソーヌ入、皿、碗、球、柱、ラムプ等、	"	"	25%	
10、同種のものにして、彫刻、染色、エナメルを塗れるもの	"	"	50%	
11、彫刻、裝飾等なきラムプのホヤ	"	"	25%	
12、その他のラムプのホヤ	"	"	50%	
13、眼鏡及レンズ	"	"	25%	
14、花瓶、壺、類似品	"	"	40%	
15、同種のものにして、彫刻、彩色、エナメル塗れるもの	"	"	60%	
16、粉末状及至は粉碎せるもの	"	"	25%	
17、その他ガラスが主成材料となれる製品	"	"	35%	
18、時計類、測量計用ガラス及同意匠のもの並にケース、附屬品	"	"	25%	
19、水晶、ガラス製模造品	"	"	25%	

製	品	従	價	率
20、眼鏡用ガラス其他		従	價	25%
21、花瓶その他の製品		〃	〃	40%
22、同種のカット彫刻、彩色、エナメル畫のもの		〃	〃	6%
23、粉状、塊状のもの		〃	〃	25%
24、別種外の製品		〃	〃	35%
25、義眼		〃	〃	10%
26、ライアのホト		〃	〃	25%
27、自然燈		〃	〃	15%
28、總ての鏡類		〃	〃	35%
29、窓ガラス、同類似品		〃	〃	25%
30、カメラ用レンズ		〃	〃	35%
31、總ての機械用鏡（設置の如何不問）		〃	〃	35%
32、無彫刻、無裝飾のライアのホト		〃	〃	25%
33、その他のホト		〃	〃	50%
34、自転車、自動自転車用ホト		〃	〃	20%

子

及

磁	器	従	價	率
35、自然燈用ホト		従	價	15%
1、濾過器、衛生設備品		従	價	10%
2、普通瓶、火燭、空所用具		〃	〃	15%
3、別種外の釉薬を塗れる、又彩色せる		〃	〃	20%
4、鍍金、彩色のない皿、机の備品等		〃	〃	25%
5、鍍金、彩色のある皿、机の備品等		〃	〃	40%
6、高級裝飾品、花瓶、水差等		〃	〃	50%
7、磁器製造に骨製ホマン		1	迄	0.30
陶		従	價	10%
1、義齒（被覆物の有無を問はず）		100	迄	0.45
2、陶製マイル（無裝飾、上蓋せる）		100	〃	1.20
3、同上（硝子化の有無を不問、光澤エナメル塗）		従	價	25%
4、無裝飾陶製品		〃	〃	40%
5、彩色せる裝飾品		〃	〃	40%
6、高級裝飾附贈器等		〃	〃	50%

陶

及其の生成品

	9、ガソリン、——點滅用、燃料用、其他を含めて 10、コールマール、ピツチ、タール油、別掲されざる限り 鐵物油、原油、精製油、其他	100 從 100 從	逓價 逓價	0.25 10% 0.25 10%
	セメント			
	セメント			
	1、齒科醫用、混合物、セメント——他に示されざる限り 2、工業用——ポータルランド、ロオヤン、其他	從 100	價 逓	25% 0.65
金、白金、その合金	1、寶石はめ込み用、平板、製品、別掲されざる限り	1	ヘクトグラム	2.50
	2、同様のものにして、眞珠、寶石をはめたるもの	1	"	25.00
	3、同様のものにして、眞珠、寶石の模造品をはめたるもの	1	"	17.50
	4、鑽石	—	—	無 税
	5、鍍金にしたもの	—	—	"
	6、寶石をはめたるもの	1	逓	2.10
	7、ラミア用品、他に示されざる額織ナイフ其他	1	"	0.60
	8、別掲されざる限り	1	"	2.00 25%
第三類—金				

銀、その合金	1、寶石細工、鍍金品、銀工藝品	1	ヘクトグラム	1.00
	2、同様のものにして、眞珠、其他をつけたるもの	1	"	5.00
	3、同業のものにして、模造品をつけたるもの	1	"	5.00
	4、銀製品	1	"	0.10 25%
	水銀 總量	1	逓	0.10
	ヤソツ金ペル			無 税
	ニツケル、アルミニウム	從	價	15%—25%
	1、銅、その合金、棒、管、板、原塊、鑄塊、其他の形態 銅線、その合金線	從	價	10%
	2、上記の加工せるもの	"	"	15%
	3、同メッキせるもの、ニツケル鍍金せるもの	"	"	25%
4、同織物で被覆せるもの、別掲されざる限り	"	"	10%	
5、同織物で被覆せるもの、別掲されざる限り	"	"	25%	
銅				

四六

鉛	6、同カーセ、織物、部分的に糊に使用せるもの	従	價	20%
	7、同製品、別掲されざる限り	〃	〃	25%
	8、同製品——磨けるもの、塗物せるもの、鉛引せるもの 其他	〃	〃	20%
	9、同其他（被覆せるもの、金、銀にて鍍金せるものを除く）	〃	〃	25%
	1、棒状、板状のもの	従	價	10%
	2、普通生成品	〃	〃	15%
	3、鍍金せるもの、ニツケル鍍金せるもの	〃	〃	25%
	4、炭化物、鹽化物、硫化物（無機鹽類参照のこと）	—	—	—
	5、酸化物（別掲されざる限り、顔料、ペイントの項を参照のこと）	—	—	—
6、電油用亜鉛——乾電池、濡電池——（電氣、電氣工作機具、附屬品、装置の項参照のこと）	—	—	—	

及

鉛、 亜鉛	1、棒状、板状、ペイプ、塊状の線	従	價	10%
	2、製品、別掲されざる限り	〃	〃	25%
	3、錫金屬、塊、鑄塊	—	—	無稅
	4、錫板、ぶりき板	100	1.20	15%
	5、錫板、その製品——普通品、ペイント塗、光澤あるもの	従	價	15%
	6、同様のものにして、他の金屬で被覆せるもの	〃	〃	20%
	7、自動車用ラマフ、銀で被覆せるもの	〃	〃	25%
	黒鉛、その製品但し脂肪を除く	〃	〃	25%
	1、別掲されざる限り棒状、管状、線状、其他	従	價	10%
	2、普通の品物に製されたるもの、他に示されざる限り	〃	〃	15%
3、製品にして磨いたもの、ニツケル鍍金のもの	〃	〃	25%	
4、鉛、——白、赤	〃	〃	15%—20%	
5、鉛筆	〃	〃	15%	

薄板に伸した鉄、鋼	1、塗物なしで、磨きのかけたるもの	100	迄	5.00
	2、磨いた、波形の、亜鉛引きのもの、或は亜鉛引でないもの	100 100 従	” ” 價	1.00 100%
	3、アリキ板、鋸引、鉛引	100	迄	1.20
鉄、完成品	1、車軸、スアソソク、其他	100	迄	0.45
	2、各100キロ以下の車軸	100	”	1.05
鐵、鋼	1、柱梁、板状建築用のもの	100	”	1.25
	2、鐵、鋼、パイプ——普通品&アイソト塗、金鍍金のものを除く總てのもの	100 100	” ”	1.10 1.50
鐵、鋼	1、直徑1ミリメートル以上のもの、普通品、亜鉛引、ワイヤケーブル、其他	従	價	10%
	2、直徑1ミリメートル以下普通品、鐵條網	”	”	15%
	3、木綿被覆線を含んだ其他の品	”	”	25%

同

線	4、カーセ、布を使用せるもの	従	價	20%
	5、金鍍金のものを除いた他の製品、別稱される限り	”	”	25%
	1、直徑5ミリメートルを越へるもの	従	價	10%
鐵、鋼のチェーン	2、他のもの——普通品、塗料を施したもの、鍍金せるもの	”	”	15%
	3、同様のもの、他の金属(金を除く)で鍍金されたるもの	”	”	25%
	1、棒、梁、平板、其他	100	迄	0.35
鑄鐵	2、塗料の有無を問はず他の鑄鐵	100	”	0.75
	3、金鍍金のものを除いたるもの	従	價	15%
	1、軌條、齒輪、十字形のもの其他	100	迄	0.10
煉鐵	2、棒、梁(寸法を規定せむもの)尺杆	100 100 従	” ” 價	0.40 15%
	3、棒狀坩堝鋼	100	迄	2.65
	4、鐵器、馬具、裝飾のもの及び他の金属、材料(金を除く)	”	”	15%
	煉鐵	”	”	15%

製

鋼	除く)で鍍金されたもの 5、鐵床、煉鐵	從	價	15%
刃物	1、肉屋、靴屋、鞍屋、畜家の用ふるもの、其他、ガラス切り、園丁師用、草刈、魚ホーク、等	從	價	15%
	2、臺所用、ペン切、チーズ切用ナイフ、チーズルナイフ、普通の鉄、大剪刀、平面で、磨いたもの	"	"	20%
	3、ポケット用小刀、狩獵用小刀、縫物切小刀、レザー、他の小刀	"	"	30%
	4、刀、同様類似品、武器	"	"	80%
	屋根板用の亜鉛引せる鐵、鐵板	100	造	1.00
	釘、ボルト、其他	100	造	2.00
	針、安全ピン、ホック、スソ、別掲されざる限り	從	價	25%
鉛	1、アルミニウム、ニッケル、合金	從	價	15%

品	1 ア	2、綿織ナイフ 3、土、セメント	100	造	價	0.35
	ベ ン	ペン先 (別掲されざる限り) 安全ペン 万年筆、部分品、その金ペン先 紙、木製の鉛筆、鉛其他の物質を含むもの	從 從	價 價	25% 25%	15%
酸 類		1、別掲されざる限り、無機酸類——鹽酸、硼酸、室素、硫酸、及此種原素の二種以上の化合物	100	造		0.35
		2、過酸化炭素 (炭酸液) 過酸化炭素	從	價		20%
		3、別掲されざる限り	"	"		25%
		4、化學的に純粋な場合の全無機酸類	"	"		30%
		5、有機酸類——炭素	"	"		10%
		6、其他	"	"		25%
		7、化學的に純粋な場合の全有機酸類	"	"		30%
		8、炭酸水	1	1~リトル		1.50

第四類

製 藥 及 化 學		従 價	15%
アソモニク水、無水アソモニク	従 價	標準強度に付	0.50
アルコール	1、アルコール 2、アミロゲソ・アルコール 3、メチール・アルコール	標1 従 " 價 "	25% 25% 25%
無 機 鹽	1、アモモニヤ、カリウム、其他の硫酸鹽 2、カルシウム次亜硫酸鹽 3、普通の鹽、別掲されざる限り 4、全無機鹽——化學的に純粹の場合	従 " " "	5% 10% 25% 30%
有 機 鹽	1、商業用 2、化學的に純粹のもの 3、ロシエール鹽	従 " "	25% 30% 25%
硫黄、總量	100	100 迄	0.50
臭素	従 價	20%	

工 業 用		従 價	10%
炭素、酸化合物	従 價	10%	
燐、沃度	従 價	20%	
化學製品	1、染料、藍、其他 2、化學製品、混合物、原料、別掲されざる限り	従 價 " 價 "	30% 20%
酸化物	阿片——いかなる形態なるを不問その副製品 1、カリウム、ソーダ、の水酸化物、——商業用、總量 2、化學用純酸化物	従 價 100 迄 従 價	35% 0.50 30%
テレピン	1、テレピンの興奮劑 2、テレピソ油、松脂性興奮劑	従 價 " 價 "	10% 10%
	香料——粉末、化粧品其他を含むトイレット用品	従 價	40%
	サフロン、容器の重量を含む	1 迄	4.00

物品	税率
樹皮塊、藥鹽、重碳酸鹽	—
精汁、肉類	從價 25%
1、染料用薬用	從價 15%
2、アルコールを含む清涼劑	1 從價 0.25
3、14%アルコールを含むもの	1 從價 0.35
朝鮮人参根	1 從價 5.00 25%
アロー糖	100 從價 1.60
薬	從價 50%—75%
1、特許品、所有権あるもの	從價 30%
2、其他の薬用品	從價 15%
3、吸水性の有無を問はざる棉	從價 15%
4、石鹼、同類似洗濯用品	從價 15%
5、ワクチン、血清、バクテリヤ——カナソサル、丸薬	從價 20%
其他の形で輸入される場合	

物品	税率
6、苧薬、型布、空のカナソサル、調合劑、別掲されざる	從價 30%
7、特許薬——(薬の項参照)	—
1、抗毒素、ワクチン、カナソサル、丸薬	從價 20%
錠劑にて輸入せるもの	
2、製薬品、調製薬、空のカナソサル、其他	從價 30%
3、ワクチン、血清にして、カナソサル入て輸入される場合を除く	無税
4、丁香、臘梅、其他、未碎のもの	100 從價 8.00
5、丁香、臘梅、其他、粉碎せるもの	100 從價 10.00
6、石鹼、全種類	從價 15%
7、防腐劑、醫術用の處置を施せる衣物等	從價 15%
8、藍、蛋白、膠、雲母、その製造品	從價 25%
9、グリセリン、それを含有せる製品、材料、別掲されざる限り	從價 25%

類		品、單一種のもの	100	1.50	
料、	薬品、	1、油性果實、コブラ、自然形態のもの	100	0.80	
		2、粗粉状、粉状、塊状のもの	100	1.50	
		3、樹脂、ゴム——ロージン、アルガンゲル—其他	従	價	10%
		4、製薬品の形態を備へない他の樹脂	"	"	20%
		5、藥草——豆類、汁果類、薯、根、莖、香料果實其他	100 従	100 従	3.00 25%
		6、藥用動物（乾燥虫類、動物性製品）	100 従	100 従	4.00 25%
		7、藥用、朝鮮人參	100 従	100 従	5.00 25%
ワ	原料、	1、染料用、木材、樹皮、根、果實、其他	従	價	10%
		2、染料用に上の材料より抽出せるもの	"	"	15%
		3、洋紅、印度藍、石炭を原料とする染料、其他	"	"	30%
		4、ダイナマイト、爆發物、其他	従	價	10%
ニ	爆發物	2、其他、彈藥筒、彈藥、雷管、火藥、（武器用のもの）	"	"	30%
		3、火藥	"	"	40%
		4、爆竹	1	迄	0.20
		5、			

ス、		インキ	従	價	15%
器	ペイント、	1、印刷用、石刷用	従	價	15%
		2、其他に使用のもの	"	"	25%
第五類	器	1、白、赤鉛、粉状、液状、粘状なるを不問	従	價	15%—20%
		2、顔料	"	"	20%—25%
		3、鐵物性顔料	"	"	10%
		1、發電機、其他	従	價	15%
		2、調理、冷凍機、電熱装置、其他	"	"	25%
		3、ラヂオ装置、附屬品、其他	"	"	30%
		4、運動器具、ゴルフ棒、ホロボ木槌、テニス・ラケット （玉投用具、玉突用具等を除く）	"	"	25%
5、寫真機、フィルム、その部分品	"	"	20%		
6、活動寫真機用フィルム、撮影せるものせざるもの共に	"	"	35%		
7、道路輸送、修理機具、製糖機、建築用機具、冷凍装置 機械、製米機、其他、鐵鋼、木材製品	"	"	15%		

器具	税率
8、其他の材料に依るもの	20%
9、度量衡器具、部分品——別掲されざる限り	20%
10、科学的機具、例へば晴雨計、航空高度計、顕微鏡、望遠鏡等	25%
11、齒科醫用品、器具——材料の如何を問はず小器具類	20%
12、フィルム製動物	10%
13、椅子——材料の如何を問はず	35%
14、セメント	25%
15、入歯用の白臘、粘質物	3.0)
16、入歯用銀	25%
17、顕微鏡、その滑面	0.40
18、晴雨計、天體望遠鏡、外科手術用品、顕微鏡、其他附屬品、部分品	25%
19、懷中時計、柱時計、類似のもの、ケース、其他	25%
20、樂器、部分品、附屬品	25%

具

装

具

器

置、機、車、輛	税率
21、農業用用具、及機械其他の材料——金剛砂布	15%—20%
22、金鐘登録器、部分品	25%
23、電氣、電氣工作機、裝置用具、發電機、交流發電機、電動機、電信機、電扇、電流計、其他	15%
24、科學的裝置、器械、別掲されざる限り	25%
25、科學的書籍、裝置器具	無稅
26、自動販賣機、別掲されざる限り	35%
27、ガソリン・モーター、機具、部分品、	15%
28、タイプライター、部分品、タイプライター用リボン	15%
29、縫具——機械、針以外の部分品	15%
30、蓄音機、その部分品、器具、	35%
31、樂器生産に關係ある機械	35%
32、協會用のバイナオルガン	無稅
33、其他	25%
34、アイスクリーム冷凍機、製氷機	15%—20%

機

車

輛

及

機	船	及	機	船	及
35、理髮用椅子、その一切の部分品			35、理髮用椅子、その一切の部分品		
36、自動車（商品輸送用）			36、自動車（商品輸送用）		
37、他の自動車			37、他の自動車		
38、部分品、附属品、其他			38、部分品、附属品、其他		
39、貨物車、商品運搬用の二輪車、其他			39、貨物車、商品運搬用の二輪車、其他		
40、其他の自轉車、別掲されざる限り			40、其他の自轉車、別掲されざる限り		
41、楫、其他用の木製輪			41、楫、其他用の木製輪		
42、其他の輪			42、其他の輪		
43、煉鐵、煉鋼製輪			43、煉鐵、煉鋼製輪		
44、鋼鐵にて磨いたもの（金、銀の鍍金なるものを除く）			44、鋼鐵にて磨いたもの（金、銀の鍍金なるものを除く）		
ストロー			ストロー		
45、電気ストロー			45、電気ストロー		
46、自動式、秤量、其他の目的に使用の別紙機械			46、自動式、秤量、其他の目的に使用の別紙機械		
1、浴衣、船履雜の被裝			1、浴衣、船履雜の被裝		

機	船	及	機	船	及
2、綿編湯上り、召物揃ひ			2、綿編湯上り、召物揃ひ		
3、絹、レースのサツトの敷物			3、絹、レースのサツトの敷物		
4、毛布——染糸で或は捺染で細く模様のあるもの			4、毛布——染糸で或は捺染で細く模様のあるもの		
5、毛布——それ以外のもの			5、毛布——それ以外のもの		
6、被褥			6、被褥		
7、馬の腹帶、鞍帶、手綱、其他			7、馬の腹帶、鞍帶、手綱、其他		
8、紐、繩			8、紐、繩		
9、コール天（綿布）			9、コール天（綿布）		
10、綴織のカーテン、反別にたれるもの			10、綴織のカーテン、反別にたれるもの		
11、完成品のカーテン			11、完成品のカーテン		
12、下ズボン、編シャツ、アンダーシャツ、其他			12、下ズボン、編シャツ、アンダーシャツ、其他		
13、エム糸の入つた織物			13、エム糸の入つた織物		
14、刺繡			14、刺繡		
15、フェルト、綿胎、木綿糸の塊			15、フェルト、綿胎、木綿糸の塊		
16、細紐、飾紐、リボン、テープ、其他			16、細紐、飾紐、リボン、テープ、其他		

製 品	及	税 率
17、ハンモック、チニスネット、其他	従	40%
18、編物品——ストックキック、靴下	"	25%
19、レース、絹レース——カーテン、枕置、寝巻用品、縁の伏縫の有無を問はず、刺繡せるもの	1	0.50
20、其他	従	60%
21、防水布、木綿製エム糸入織物	"	25%
22、ラムアの燈心	1	0.15
23、ローソク、ワツチの原料として	従	20%
24、糸——別掲されざる限り——巻糸、其他	"	15%
25、縫物用の細糸、太糸、ミルケット法を施せる細糸、太糸	"	25%
26、棉——原料	—	無 税
27、棉——屑	従	10%
1、木綿糸	"	15%—25%

絹	及	税 率
糸	價	15%
2、他の植物性纖維の糸	"	35%
3、絹糸	"	30%
4、毛糸	"	
肚 帯	従	10%
1、鞍、馬の肚帯、手糊、其他（木綿製）	"	25%
2、麻製のもの	従	10%
1、原料品、梳いたもの	従	10%
2、糸、他に示されざる限り	"	15%
光澤絹糸	従	25%
メリヤス、木綿編	従	25%
油 引 布	従	15%
1、絹製品を除く、反別のもの	"	25%
2、製品となれるもの	従	60%
1、絹製レース品の全部	従	

動物	従	價	無 税
10、曬製品 (別掲されざる限り)	従	價	30%
動物、殖産用、F. E. 登録済	—	—	無 税
2、種馬、牝馬、騾馬等	—	匹	10.00
3、牡牛、牝牛、去勢牡牛	"	"	3.00
4、離乳せざる犏	"	"	2.00
5、豚	"	"	1.00
6、離乳せざる豚	"	"	0.25
7、爬虫類 — 別掲されざる限り	従	價	25%
8、鳥類、家禽を含む	"	"	25%
9、馬 (スナリヤソズ) 其他	—	頭	10.00
10、虫 — 蠶、蠶卵、繭	(特殊条件による)	"	無 税
11、鳩 — 家禽を含む	"	"	25%
12、家禽、獵獸 (別掲されざる限り) 肉、羽毛の有無を不問	100	匹	5.00
13、牡牛、牝牛	—	頭	7.90

及

動物	従	價	無 税
骨	従	價	15%
1、骨類の全部、金屬砂	"	"	10%
2、骨炭 (砂糖精製に使用のもの)	—	足	0.25
1、ゴム、植物纖維、及カンパネ製のもの	"	"	0.50
2、牛皮其他模造品製のもの	"	"	0.75
3、其他のもの (爬虫類皮製の靴を含む)	"	"	1.00
4、前項と同一のものにして、絹、レイヨン其他の製品のもの ※但し、本號 (1) に分類するものにして、皮革、絹 又は其模造品を含むときは其割合を問はず、本號の 相當項たる (2) (3) 又は (4) 項により課税す。 ※又本號 (1) (2) (3) 及 (4) 項に分類する物品の税率 は夫々従價 20, 40, 45 及 50 % を下ることなし。	—	—	無 税
靴	—	—	無 税
1、牛皮、原皮、生皮、乾皮	従	價	25%
2、毛をつけた鞣皮、毛皮	"	"	10%
3、鞣皮、梳皮、染色の有無は問はず	—	—	無 税
皮	—	—	無 税

製		従	價	25%
4、抜毛せるもの、光澤を出せるもの、模様を彫りしもの、		従	價	25%
5、鞣皮、毛皮、毛髪をつけたるもの		"	"	25%
6、毛髪を抜去つたもの——牛皮、切断せるもの、せざるもの不問		"	"	10%
7、他の等級品のもの、犢、山羊其他にして同様のもの		"	"	15%
8、他に示されざるものにして、エナメル塗の皮、漂白せるもの、銅色のもの、其他		"	"	25%
9、毛のついた毛皮		"	"	25%
10、裝飾用羽毛		"	"	60%
11、其他の同製品		"	"	20%—40%
12、毛製フェルト		"	"	40%
1、フラス、硬毛、動物の毛、其他		従	價	30%
2、動物の毛及びその製品		"	"	30%
3、加工されざる、又洗滌されざる動物の毛		"	"	無税
4、人毛髪(商品になるもの、ならざるものを問はず)		"	"	50%

品

毛

革

髪		従	價	25%
5、ゾイオリソの引に調製されたもの		従	價	無税
6、洗濯せる羊毛——洗濯以上の状態になきもの		—	—	無税
1、動物性残屑、副産物製品化せざるもの、肥料に製成せざるもの、其他		従	價	10%
2、製品化せるもの、其他價值づけられたるもの		"	"	20%
3、角、骨、セルロイド其他——加工せぬもの		1	迄	0.30
4、加工せるもの——他に示されざる限り		1	迄	1.50
		1	迄	30%
1、セルロイド、角、骨、鱗骨、模造品、細工せざるもの		1	迄	0.30
2、細工せるもの——別掲されざる限り		"	價	1.50
3、カメラのフィルム、その附屬品		"	價	30%
4、活動寫眞、同類似品用のフィルム		"	價	20%
5、銃のサツカ		"	價	35%
		—	—	0.02
角、骨、模造品				
學校博物館其他用の動物標本				無税(特殊条件による)

並

に

府		税
羊	1、別掲されざる限り、梳れるもの、糸製品、毛糸厚 2、梳れるもの或は着色せるもの 3、洗滌されたるものと否とを不問	從 價 10% " " 15% — — 無 稅
毛		
第八類		
穀	1、米穀を被つたまゝの無膠質 2、穀をばいだ無膠質 3、穀を被つたまゝの膠質 4、穀をばいだ膠質 5、米粉 6、小麥、ライ麥、大麥、粒狀——總量 7、粉末 8、粗粉、小麥粉、其他の如く他に示されたるもの 9、机上使用の小麥糠粉 10、工業料目的(總量) 11、大麥、ライ麥、小麥、總重量に付き粒狀	100 1.20 " " 2.10 " " 1.50 " " 3.00 " " 3.00 " " 3.00 從 價 0.25 100 1.10 " " 10% " " 2.00 " " 0.25

物		税
12、粉狀	100 0.47	
13、オートミール、コーンミールとしての食用に供するもの	從 價 10%	
大		
1、罐入、散荷のもの	100 1.25	
2、罐入、小形或は小實用包装のもの	" 價 1.15 從 20%	
3、薬用、汁果、醬、實、草、其他	1 從 3.00 從 25%	
4、未碎のカカオ、總重量計算	100 7.20	
5、乾豆、散荷のもの	" " 1.20	
6、乾豆、小形包装のもの	" " 2.65	
7、粉碎狀のもの	" " 1.50	
豆		
果		
1、生果實	100 1.25	
2、散荷の乾果	100 1.50	
3、小箱、或は小實用の包装せる乾果	" 價 2.50 從 15%	

實	4、散荷で砂糖漬のもの	100	箱	1.50	
	5、小箱或は小賣用に包装せる砂糖漬	"	"	2.00	
	6、散荷のバナナツプル	"	"	2.40	
	7、小箱或は小賣用に包装せるバナナツプル	1 従	箱	3.20	
	8、ジュエリー、ジュム、マーマレイド其他製品	15%—25%	箱	25%	
	9、アラブナー、同類似品に漬けたるもの	"	"	50%	
	種	1、乾燥、食用（自然形態のもの）	従	價	15%
		2、乾燥、食用、加工せるもの	"	"	30%
	果	1、ピーナツ、總量	1	箱	2.00
2、ココナツの肉、細片に砕かれたもの、他の方法を講じたもの、		"	"	20.00	
3、其他		従	價	25%—40%	
4、肉豆蔻、（直接の容器の重量を含む）皮を剥かざるもの		1	箱	0.03	
5、皮を剥いたるもの		"	"	0.05	
實					

その製 品の	6、粉砕せるもの	1	箱	0.03	
	7、オートミール、麥所用に仕上げたもの、及其他の處理をせるもの	従	價	10%	
	8、果汁——無酵母、無アルコール飲料、別掲されざる限り	1	ヘクト立	1.50	
	9、其他のもの、純汁或は適當の砂糖あるものにして無アルコール	1	リットル	0.05	
	ミルク クリーム	1、純乳、適度の砂糖を含むもの	従	價	10%
		2、他の素材との混合品	"	"	20%
	オリーフ	1、新鮮なもの——總量	100	箱	1.25
		2、鹽漬（果實の項参照）			
		玉葱——新鮮なもの	100	箱	1.00
	ソース、別掲されざる限り机上用——トマト、カヌー其他	従	價	35%	

ソーセイジ	1、ホロニテ、罐詰でないもの 2、別掲されざる限り、罐詰	100 従	担 價	4.50 20%
蜜	1、糖密、シロップ——別掲されざる限り、蜂蜜、散荷にしたもの、總量	100	担	2.00
	2、小箱、或は小賣用包装のもの	"	"	3.00
	3、散荷、總量	"	"	2.00
	4、小箱、小賣用の包装のもの	"	"	3.00
	マカロニー、パニサルルー、スーナ材料、他に示されざる限り	100	担	2.50
麥芽	1、麥芽	—	—	無税
	2、右飲料化したもの——二立以上の容器に入れたもの	1	〜 クト立	4.00
	3、其の他、容器に入れたもの	"	"	5.50
	4、麥芽ミルカ、同類似品	従	價	15%

養

珈琲	1、包装せる未焙のもの、總量	100	担	5.30
	2、包装せる既焙のもの、總量	"	"	7.00
	3、重量3キロ以下の荷造りせるもの	"	"	9.00
カカオ	1、未碎のもの總量	100	担	7.20
	2、其他、カカオ製パスター	100 従	担 價	12.50 25%
菓子類	1、キャンデー、菓子、チュウインガム、其他	従	價	25%
	2、チョコレート製品を目的とする原料	100	担	10.00
	3、菓子、粉末形態のもの	100 従	担 價	0.15 25%
	4、キャンデー、味つけのもの、菓子製品、其他	"	"	25%
	5、ビスケット、パン、菓子、味附しないもの	100	担	3.00
	6、パン、菓子、味附せるもの	"	"	5.00
茶	茶——直接の作物の重量を含む	1	担	0.17



調味料	1、胡椒、白及び黒、菜の胡椒、乾燥せるもの、其儘のもの	100	送	4.00
	2、粉砕せるもの	"	"	0.15
	3、西洋ワサビ未砕のもの	"	"	0.10
	4、粉砕せるもの	"	"	0.06
	5、粒状のもの	"	"	0.10
	パン原料、混合物、材料別掲されざる限り	従	價	25%
	酵母	従	價	25%
菓荷	1、ジンジャエール	1	ヘクトール	1.50
	2、フラスナー、フラスクペリー	標準強度	一立	0.30
	3、砕かざるもの	100	送	8.00
	4、砕いたもの、カレー粉	"	"	10.00
酢	1、リットル以上の容器に入れたるもの	1	リットル	0.02

	2、他の容器に入れたるもの	1	リットル	0.08
野菜	1、新鮮なるもの、玉葱、英國種ポテト	1	送	1.00
	2、芋を含み、其の他總ての種類	"	"	2.00
	3、散荷にした乾燥物、總量	"	"	1.50
	4、小箱、小賣用包装にした乾燥物	"	"	2.50
	5、別掲されざる限り、散荷にした漬物	"	"	1.25
	6、小箱、小賣用包装にせる漬物	100	送價	1.75
	7、散荷にした鹽漬物、總量	従	送	2.1%
	8、小箱に入れたる鹽漬物	100	送	2.50
酒	1、瀝立つもの	1	リットル	1.00
	2、支那種	標準強度	1立	0.45
	3、藥用ブドウ酒、但アルコールなきもの	従	價	50%
	4、" " 14%のアルコールを含むもの	"	"	75%
	5、2立以上の容器に入れたアルコール	1	リットル	0.02

類	リットル 1 従 標準強度	1 立 1 へクトール	0.07-1 40% 0.65
6、2 立入りの容器に入れたセルモソト	1 従		
7、カクテール、酒精液、強壯劑、其他	標準強度	1 立	0.65
8、ビール、2 立以上の容器に入れたる糖、サイダー	1 へクトール		4.00
9、其の他の容器に入れたる糖	"	"	5.50
10、サイダー	"	"	4.90
11、ビール素、加味せるもの、香気をつけるもの、ソング ヤエール、其他	"	"	1.50
12、アルコール含有	"	"	0.50
13、ソング、アラソナー、ラム、他の酒、別掲されざる限り	"	"	0.50
14、黒莓、生姜のアラソナー	"	"	0.30
牛 肉、	従	價	15%
1、罐詰、壺入の肉類——牛肉、羊肉、ハム其他	"	"	25%
2、乾燥状或は煉物状の精製品	100	迄	5.00
3、冷凍精肉、其他	"	"	2.50
4、鹽、鹽水に漬けたるもの	"	"	5.00
5、精肉、冷凍肉、別掲せざる限り總量	"	"	

羊 肉、豚 肉	100	迄	2.50
6、鹽漬けのソーセージ箱詰	"	"	4.50
7、ハム、ベーコン、乾肉、燻製	"	"	4.50
8、ハム、ベーコン、他の肉、ソーセージ、乾肉、其他	従	價	15%
9、罐詰、壺入	"	"	25%
10、動物肉、鳥肉——芥漬けのもの	1	迄	0.06
牛酪、乾酪その他	従	價	25%
1、バター、直接の容器の重量も含めて	100	迄	12.50
2、果物ゼリー、及びその原料品	1	迄	0.10
3、カカオ、直接の容器も含めて	従	價	15%
4、バター油、模造品、容器も含めて	"	"	20%
5、チーズの全種類、及び其の模造品	100	迄	25%
魚	100	迄	4.50
1、罐詰、味付なき調製品、油揚げの鯛	従	價	15%
2、罐詰、其の他の一般魚類品	"	"	20%
3、罐詰、海産物、その調製品	"	"	25%
4、魚、別掲されざる限り——貯蔵の爲少量の鹽を加味せ るもの	100	迄	4.50

品	食用鳥類の集	
	従	價
5、魚——乾魚、鹽漬、熟魚、散荷の漬物	100	産 3.75
6、鮭（別掲されざる限り魚の項を参照）	"	"
7、イノシシ、蛤——散荷、別掲せざる限り	"	5.00
卵 その他	従	價
1、食料品、別掲されざる限り天然産物	従	價 15%
2、栽培されたもの、貯蔵されたもの	"	" 30%
3、卵、新鮮なもので、自然形態にあるもの	100	産 8.40
4、粉末其他に加工せるもの	従	價 100%
5、蠶の卵、死滅せるものは除外する	—	— 無 税
第九類	1 立方 米	2.00
木	従	價 20%
	1 立方 米	3.00

4、平板状なとり、粗面のまゝのもの	1 立方 米	3.50
5、サイズに合せて、平面に仕上げた板	従	價 30%
6、林檎の木、桑皮 <small>（イタダキ）</small> の如き上等の木材——割木以上に加工せざるもの	"	" 25%
7、上等の平板にして粗面になつてないもの	"	" 30%
8、平板に仕上げた上等材木にて、サイズに合せし、ニヤを含む	"	" 40%
9、用材の形をとれる、アクル、イベルの如き上等材	"	" 30%
10、製品化されざる平板のまゝの上等材	"	" 35%
11、アカシア、赤櫟 <small>（ハンソキ）</small> 、栗、樺、松、其他普通木材	"	" 20%
12、アヒトツ、ラロン、同等級の木材、丸太、棒状のもの 其他	"	" 30%
13、マツチ抽用のハコナギの丸太	1 立方 米	1.00
14、アカシア、赤櫟、黒櫟、栗、樺、松、紅葉、針樺、其他樹木 <small>（木材の部参照）</small> ——荒削、チンバー、以上に製品化されざるもの	"	" 1.50

植

材

15、短面板をなせる形態	1 立 方 米	2.00
16、規定の寸法、サイズに合せたるもの	従	20%
乾草、藁、麥藁、其他	従	5%
1、麻、亞麻、ツナリ、植物纖維、35 キロの重さあり、100 平方メートル以上のあるもの、包装其他に使用する十筋までのもの	100 平 方 米	0.01
2、35 キロから45 キロに至るもので同様のもの	"	0.02
3、他の目的に使用の十筋までのもの	1 従	0.07
4、十一筋から十八筋までのもの	"	0.10
5、十九筋のもの	1 従 價 (3)(4)(5)	0.15
6、包装、其他に使用する十筋までのもの、20キロから30キロまでのもので同様のもの、100 平方メートルに付	1 従	0.02
7、他の目的に使用の十筋までのもの	"	0.03
8、十一筋から十八筋までのもの	"	0.14
9、十九筋から二十四筋までのもの	"	0.18

物

10、二五筋から三十筋までのもの	1 従	0.22
11、三十一筋から三八筋までのもの	"	0.30
12、三九筋以上のもの	" 従	0.40
13、十八筋までのもの、10キロから20キロに至るまでの同様のもの 100 平方メートルに付	1 従	0.12
14、十九筋から二十四筋までのもの	"	0.20
15、二五筋から三十筋までのもの	"	0.28
16、三十一筋から三八筋までのもの	"	0.36
17、三九筋以上のもの、	1 従	0.50
18、十二筋までのもの、10キロ以下の重量の同様のもの、100 平方メートルに付	1 従	0.18
19、十三筋から二十二筋までのもの	"	0.32
20、二三筋から三十筋までのもの、10キロ以下の重さある同様のもの	"	0.45
21、三十一筋から三八筋までのもの	"	0.56
22、三九筋以上のもの	1 従	0.90
		30%—50%

及

バ		1	封	度	2.10
1、全種類の葉煙草——中骨を取らないもの		100	箱		2.10
2、" " ——中骨を取ったもの		"	"	"	2.75
3、巻タバコ、別掲されざる限り——中骨を取らないもの		"	"	"	0.35
4、巻タバコ——中骨を取ったもの		"	"	"	0.50
5、他の全てのタバコ、完成品、未成品たるを不問、別掲されざる限り		"	"	"	0.55
6、割タバコ		"	"	"	0.35
7、タバコ壺、刈つたもの、粉にしたもの		"	"	"	0.55
8、シガー、シガレット、兩切葉巻の全種類		1	封	度	4.50 25%
コ					
果種、草木					
1、總量、種、別掲されざる限り		100	箱		1.00
2、草木、苔、其他		"	"	"	3.00
エ					
1、平板状の原料、隨原料、洗濯用		從	價		10%
2、製品にして軟いもの、別掲されざる限り		"	"	"	25%

ア		從	價	30%
3、製品にして硬きもの、	"	"	"	25%
4、自動車用タイヤ				
香				
1、肉桂、丁香、ヒメソト未碎		100	箱	8.00
2、" " ——粉碎		"	"	10.00
3、肉豆蔻——殻をつけたまゝのもの		1	箱	0.03
4、" " ——殻をとれるもの、粉碎せるもの		"	"	0.05—0.08
5、胡椒、黒、赤、乾燥せるもの、自然形態		100	箱	4.00
6、胡椒、黒、赤、乾燥せるもの、粉碎		1	箱	0.15
料				
同				
砂				
精糖、直接の容物の重量を含む				
糖				

100キログラムに付き弗4.22偏光機75度までのもの、砂糖と水の混合物にして50度以上、75度までのもの、1封度に付き1セントの $\frac{24}{100}$ 、偏光機一度を増す毎に、追加料金として1封度に付1セントの $\frac{46}{1000}$

品名	課—割つたもの、刻いたもの、漂白の有無を不問	従	價	20%
キヌヤナギ、竹、木髓	1、自然材のままのもの、其他別掲されざる限り	従	價	10%
	2、製品となれるもの	〃	〃	25%
樹脂、ゴム	3、製品とならざるもの—別掲されざる限り	〃	〃	35%
	1、コロファン	従	價	10%
紙	2、其他—製薬品の形態をとつてない場合	〃	〃	20%
	1、紙原料—加工せむもの	—	—	無 税
	2、煙草用紙—印刷の有無を不問	従	價	15%
	3、無字の本—罫線の印刷の有無を不問	〃	〃	20%
	4、印刷せる本、表紙の有無を不問、別掲されざる限り	〃	〃	10%
	5、石版濺彫刺紙、地圖、其他の纏められた本	〃	〃	30%
	6、製紙用ペルマ	—	—	無 税
	7、全種類紙、ボール紙、ペルマ紙、其他罫線を引けるもの、印刷のもの、表紙、裏物用	従	價	20%

品名	8、印刷せるもの、彫刻あるもの、石版刷のあるもの、浮彫のもの	従	價	30%
品	9、同様のもの、但し、製品となれるもの、別掲されざる限り	〃	〃	40%
	麥藁—(乾草、紙の項参照)	—	—	—
	麥藁板—(紙、その製品の項参照)	—	—	—
	ワニルラの實—容物の重量を含む	1	迄	2.50
	チユリ—(キクラササ)總ゆる形態のもの	100	迄	4.20
	花、造花及其の部分品	従	價	50%
	唐花草	—	—	無 税
	リボン織物 (麻織物参照)	—	—	—

袋類	1	従	價	0.02
1、スツク製	1	従	價	15%
2、紙製、無印刷で平面で規則的なもの	"	"	"	20%
3、紙製、製品化したもの、無印刷封筒の全種類を含む	"	"	"	35%
4、紙製、印刷、木版にかいたもの、其他	"	"	"	40%
5、紙製、製品化せるもの、別掲されざる限り	"	"	"	
扇、電扇を除いたすべてのもの	従	價	35%	
敷物	従	價	30%	
馬具	従	價	20%	
1、牽具、その部分品	"	"	25%	
2、他の馬具、其他	従	1	價	50%
1、帽子、トルコ帽、ターバン其他	従	1	價	0.15
2、紙製品	従	1	價	25%
3、麥藁、木屑、草茎、藤其他の完成品——飾付なきもの	1	價	0.35	
4、麥藁完成品——飾付けあるもの	"	價	0.00	

第十類

雑

冠	1	従	價	0.30
5、麥藁——冠形のもの	1	従 <td>價</td> <td>60%</td>	價	60%
手袋	従 <td>價</td> <td>40%</td> <td></td>	價	40%	
1、羊皮のもの	"	"	25%	
2、他の皮のもの	"	"	35%	
3、木綿織のもの	"	"	40%	
4、リボン織のもの	"	"	40%	
5、毛織のもの	"	"	40%	
道具入袋、罎、ケース、トラソク、其他	従	價	35%	
人形、勝負道具、假面、其他	1	従	價	0.15
全種類の旅行用具——(道具入袋の項参照)	—	—	—	25%
全種類の飾物、裝飾品——金銀鍍金のものを除く	1	従	價	1.75
1、紙製天井	1	従	價	40%
蝠	1	價	0.15	

蠅傘、 バラソル 造花環	2、絹、レーヨン、他の合成織物の天井 3、他の原料の天井 4、蠅傘の骨で完成品未張天井、心棒に取付けられたる と否とを不問 5、ステッキ用	1 従 1 従 従 "	値 値 値 "	0.15 25% 0.30 25% 45% 10%
	花環、造花	従 従 "	價 價 "	50% 35% 75% 0.45 35% 45% 50%
椅子	1、材料の如何を問はず理髪用、齒科醫用 2、鑄鐵製のもの、鐵道用のもの 3、煉鐵、煉鋼のもの 4、曲木製のもの、及び普通木材製のもの 5、上等木材製のもの 6、普通、上等にして鍍金せるもの、彫刻せるもの、其他	従 " 100 従 " 従 " 従 "	價 " 迄 價 " 迄 "	25% 35% 25% 35%
家具類	1、竹、藤、藁、ガラス、其他製品 2、曲木	従 "	價 "	25% 35%

肥料	玉突き——ボール、棒を使用するもの、同様のテープレ、部分品 武器——火薬使用物、全種類、部分品 コニス、木性填積物の全部	従 従 従	價 價 價	40% 40% 15%
	1、人造肥料、化學肥料 2、海鳥糞肥料	従 —	價 —	5% 無 税
	エルブ棒、ボロ用木槌、マースボール、クリケット用 ベット、其他	従	價	25%
	1、眞珠貝より造れるもの 2、磁器製 3、金被覆、カラー釦、袖釦	1 " 1 " 1 従	迄 " 迄 " 迄 價	2.50 0.30 2.00 25%
	1、ボール——玉突き用、テニス用、バカチル用、投球用、	従	價	40%

1 ル	其他 2、スポーツ用に供せられる全種類（ボール、投球用其他を除く） 3、子供の玩具	従 "	價 "	25% 15%—25%
竹	1、真直のもの、バラソル、其他用 2、家具製品 3、製品化したるもの——カムパス其他	従 " "	價 " "	10% 25% 35%
貝	1、別掲されざる限り、自然のままのもの、露出しの有無を不問 2、加工の施されたるもの	従 "	價 "	15% 35%
スポンジ	1、天然のもの、ヘチマ其他を含む、水洗以上に加工されざるもの 2、製品にまで加工されたるもの	従 "	價 "	25% 40%
	1、石鹼、同類似洗濯用、其他の製品	従	價	15%

品

	2、化粧用、香入石鹼	従	價	50%
	ワツチ、全種類のワツチ柄	1	差	0.20
	ホース、柔軟なチューブ	従	價	15%
	彫刻品	従	價	30%
	1、寫真アルバム、紙製 2、カメラ、部分品	従 "	價 "	15%—20% 20%
	1、海圖、地圖（他に示されざる限り）及び彩色圖、其他 2、廣告用石版印刷物	従 —	價 —	30% 無稅
	學校用書籍（テキスト）	—	—	無稅
	新聞紙、包装用に輸入される古新聞紙	従	價	10%
	貨幣——國家發行のもの	—	—	無稅

昭和十三年十月十七日 印刷
昭和十三年十月二十二日 發行

【定價表】

東京市世田ヶ谷區新町一丁目八十番地

發行兼編輯 北 正 一 郎

東京市赤坂區丹後町九十七番地

印刷所 照 井 印刷所

東京市麻布區我善坊町三十二番地

發行所 財團法人 比律賓協會

電話赤坂四四〇七番

振替東京四四九九八番

發賣所

東京市麹町區內幸町(大阪ビル一號館)

ジャパン・パブリシチー・エーゼンシ

電話銀座五一八一番

振替東京八三三三三番

752
313

752
313

